

戦後復興期における三井鉱山の再建整備

木庭 俊彦

はじめに

一 敗戦と三井鉱山

二 企業再建整備の経過

三 企業再建整備期の財務諸表

むすびにかえて

はじめに

本稿は戦後復興期における三井鉱山の再建整備の過程を明らかにしようと試みたものである。

敗戦後、日本企業は在外資産の喪失、負債の累積、戦時補償の打ち切り、インフレの昂進という厳しい状況下で再出発した。多くの大企業は、会社経理応急措置法および企業再建整備法にもとづいて損失を処理し、財務の健全性を回復させることが求められ、他方で、GHQによる財閥解体措置と集中排除政策にも向き合わなければならなかった。

三井財閥の中核を担っていた三井鉱山も、周知のとおり、持株会社の指定および過度経済力集中排除法の適用をうけ、持株会社整理委員会に保有株式を委譲するとともに、同委員会の監督・指示のもとで「石炭部門と金属部門の分離（金石分離）」をすすめていった。また、石炭産業に資材、労働力、資金を重点的に投入する「傾斜生産」政策が展開されるなかで、財務の健全化に取り組みつつ増産の実現に力を注がなければならなかった。

こうした集中排除措置にともなう企業体制の再編、企業再整備法にもとづく財務的な処理といった問題は、復興期の企業行動を方向づける重大な制約要因であった。⁽¹⁾しかしながら、三井鉱山に限らず、個別企業の再整備を具体的に明らかにした研究は少ない。⁽²⁾近年には、昭和電工、東洋工業・トヨタ自動車などを事例にした再整備の実態的分析が蓄積されているが、⁽³⁾石炭産業に関しては、大手炭鉱企業の社史に再整備計画の概要と結果が記されるにとどまっている。三井鉱山に関していえば、敗戦にともなう損失は持株会社整理委員会に委譲した株式（主に三井化学工業株）の処分で補填し、一九五〇年（昭和二十五）に第二会社・神岡鉱業を設立した後に、再整備が完了したとされている。⁽⁴⁾戦後復興期における石炭産業の諸問題を分析した荻野「二〇〇二」は、そうした社史の記述に依拠して大手炭鉱企業の経理状況と再整備計画を概括した。⁽⁵⁾そこでは、「炭鉱企業の黒字転換と再整備計画の完了には赤字補償、旧勘定益金、資産再評価が貢献しており、このような営業活動には直結しない収入や資産の評価替え」によって、財務の正常化が達成されたと指摘されている。本稿は荻野「二〇〇二」が提示した再整備の結末を否定するものではない。むしろ、これまで触れられることのなかった再整備の実態を新たな資料にもとづいて明らかにすることで、三井鉱山がいかに戦時の遺産を清算したのかという問題に迫りたいと考えている。

具体的には、持株会社整理委員会の関係資料と三井鉱山本店資料を用いて、⁽⁶⁾以下の構成で考察をすすめていく。一では、三井鉱山の占領政策への対応と敗戦にともなう損失について概観する。二では、GHQ・ESS（経済科学局）や持株

会社整理委員会との関係を軸に、過度経済力集中排除法にもとづく再編成計画が決定される経緯を確認したうえで、企業再建整備法による損失処理と神岡鉱業の設立について検討する。三では、企業再建整備期における三井鉱山の財務諸表の構造を理解し、これまで未解明のままであった三井鉱山の経理状況を明らかにするとともに、同社の決算上において再建整備が完了する過程を可能な限り明確にしていく。

なお、本稿の主たる目的は、企業再建整備（新旧勘定の分離）という「過渡的措置」の状態から「正常なる活動」に復帰するまでの実状を示し、戦後復興期における三井鉱山の経営動向を探る手がかりを得ることにある。したがって、「傾斜生産」と増産体制、復興金融金庫による融資とその意味、政府の赤字補償など、日本石炭産業の衰退要因にかかわる重要な論点については今後の課題とし、ここでは必要な限りの叙述にとどめた。⁽⁸⁾

(1) 武田晴人「復興期の歴史的的位置―立ちほだった障害とその克服―」（武田晴人編『戦後復興期の企業行動―立ちほだった障害とその克服―』有斐閣、二〇〇八年、終章、二六九―二七七ページ）。

(2) 企業再編成（企業分割・事業分離）および企業再建整備（財務の健全化）について、日本企業全般を網羅的に分析し、その計画と結果を比較検討した研究としては、大蔵省財政史室編『昭和財政史・一三・金融（二）・企業財務・見返資金』（東洋経済新報社、一九八三年）、宮崎正康・富永憲生・伊藤修・荒井功・宮島英昭「占領期の企業再編成」（近代日本研究会『年報・近代日本研究・四・太平洋戦争―開戦から講和まで―』山川出版社、一九八二年）などが挙げられる。

(3) 麻島昭一『企業再建整備期の昭和電工』（学術出版会、二〇〇六年）、呂寅満「企業再建―再建整備の実施とその意義―自動車産業の事例」（武田晴人編『日本経済の戦後復興―未完の構造転換―』有斐閣、二〇〇七年、第三章）。その他にも日本郵船を事例に企業再建整備にかかわる会計処理について分析した山口不二夫『日本郵船会計史―財務会計篇―』（白桃書房、一九九八年、第八章）、地方銀行の再建整備の過程を明らかにした平智之「地方銀行の実態と再建整備」（原朗編

『復興期の日本経済』東京大学出版会、二〇〇二年、第一〇章）がある。

(4) 三井鉱山『私たちの世紀―三井鉱山の百年―』一九九〇年、二〇八―二二三ページ、三井鉱山編『資料 三池争議』日本経営者団体連盟弘報部、一九六三年、一一〇―一一一ページ。

(5) 荻野喜弘「占領期における石炭鉱業」(前掲原編『復興期の日本経済』第四章、以下の引用は一六八ページ)。

(6) 本稿で使用する持株会社整理委員会の関係資料は、国立公文書館所蔵の「集排法手続記録」(本館蔵)と「持株会社整理委員会等文書」(本館・つくば分館蔵)である。三井鉱山本店資料は三井文庫所蔵資料(詳細は本誌の「新規公開資料について」を参照のこと)。その他に「戦後財政史資料・愛知文書・復興金融庫」(国立公文書館つくば分館蔵)も使用する。以下、三井鉱山本店資料に関しては、煩雑になるが初出、再出を問わず請求記号(鉱山本店〇〇)を明記した。

(7) 引用部分は大蔵省理財局経済課長酒井俊彦外三氏共著『企業再建整備法 金融機関再建整備法 復興金融庫法等諸法律詳解』(財団法人大蔵財務協会、一九四七年、五二―ページ)による。以下、酒井外共著『企業再建整備法』と略す。

(8) 日本石炭産業の衰退については、島西智輝『日本石炭産業の戦後史―市場構造変化と企業行動―』(慶應義塾大学出版会、二〇一一年)、杉山伸也『傾斜生産』構想と資材・労働力・資金問題(杉山伸也・牛島利明編著『日本石炭産業の衰退―戦後北海道における企業と地域―』慶應義塾大学出版会、二〇一二年、第二章)を参照。

一 敗戦と三井鉱山

1 財閥解体と企業再建整備

一九四五年九月、GHQは「降伏後における米国の初期の対日方針」を発表し、日本経済に大きな影響力をもっていた「産業上および金融上の大コンビネーションの解体」を計画した。同年十一月、政府は四大財閥の自主的解体計画を

G H Qに提出し、十二月には三井財閥の持株会社である三井本社が「解散方針」を決定して解散手続きに入った。⁽¹⁾ 三井本社の所有する株式は、持株会社整理委員会 (Holding Company Liquidity Committee、以下H C L Cと略す) に譲渡された。⁽²⁾ 三井鉱山も持株会社に指定されたため、所有株式をH C L Cに譲渡することが決定した。

また、G H Qの財閥解体措置の一環として、一九四六年十二月に持株会社整理委員会令が改正され、一〇大財閥の主要な人物五六名はすべての会社役員を辞任することが強要された。⁽³⁾ 翌四七年一月には公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令により、いわゆる「公職追放令」が制定され、主要な経営者が財界から追放されるに至った。三井鉱山の場合、社長・常務取締役を含む二四名が追放令の該当者となった。一九四五年十二月の株主総会で田代寿雄社長以下一八名が新役員に就任していたが、この追放令をうけて現役の役員は全員辞任し、改めて役員の変更を行うこととなった。四七年二月、H C L Cの内諾を得たうえで臨時株主総会を開催し、山川良一（社長）以下一八名が新経営陣に選任された。⁽⁴⁾

こうして三井鉱山は新たな体制で再建をめざしていくことになるが、他の企業と同様に、敗戦にともなう損失を処理するため、会社経理応急措置法と企業再建整備法にもとづいて再建整備計画を提出・実行しなければならなかった。

一九四六年七月、G H Qの提案により戦時補償の打ち切りが決定し、戦時補償の請求権について、既に支払いをうけたものは戦時補償特別税の課税により、未受領のものは打ち切りによって処理する方針が発表された。⁽⁵⁾ 日本企業の多くは終戦直後に再建資金を失うこととなり、財政状態の悪化が避けられない事態となった。そこで、政府は企業の倒産防止と生産再開を実現するため、四六年八月に会社経理応急措置法を施行した。⁽⁶⁾ 同法によって、戦時補償打ち切りの影響をうける会社は特別経理会社に指定され、特別経理会社は以下の原則にしたがって経理を適正に処理することが定められた。第一に四六年八月十日午前〇時の指定時をもって打ち切り決算を行い、第二に将来の事業活動に役立つ資産を新

勘定に、それ以外の資産を旧勘定に所属させる。第三に指定前の債務は指定時以後に弁済することが禁止され、第四に財産が不当に処分・減価されないように、旧債権者の代表と会社から選出されたものが特別管理人となり、旧勘定の資産を管理・保全することとなった。三井鉱山の場合、四六年八月十五日に特別経理会社に指定され、九月九日に帝国銀行の万代順四郎、三井信託の島田盛雄、三井鉱山取締役の山川良一、石田健が特別管理人に就任した。⁽⁷⁾ 三井鉱山は、四七年の五月に新旧勘定の財産明細について特別管理人より承認をうけ、新旧勘定の分離を履行した。⁽⁸⁾

この特別経理会社が敗戦にともなう損失を「特別損失」として処理し、企業経営の基礎を確立するための法律として、四六年十月に企業再建整備法が成立した。特別経理会社は、特別損失の明細書を添付した再建整備計画を主務大臣に提出し、認可をうけたうえで新旧勘定を併合するという手続きを踏むこととなった。⁽⁹⁾

さらに、三井鉱山の場合、一九四七年十二月に公布された過度経済力集中排除法（以下、集排法）の指定をうけて企業分割が不可避となったため、再建整備計画の提出前に、HCLCによる再編成計画の審査を経ることが求められた。まとめると、四六年八月十日時点で新旧勘定を区分した後、集排法にもとづく再編成計画を申請し、特別損失の金額を記した再建整備計画の認可をうけたうえで、企業分割の実行と新旧勘定の併合をすすめていくこととなった。⁽¹⁰⁾

2 敗戦にともなう損失

企業再建整備の過程をみる前に、敗戦時に三井鉱山がどれほどの損失を被る可能性を有していたのかという点につ

(単位：円)

未受領分	合計
236,621	236,621
405,800	405,800
644,498	8,110,106
	214,209
	313,320
	2,838,918
	499,720
1,286,920	12,618,695
2,097,680	12,200,142
	803,845
824,984	6,684,512
	2,171,925
	1,000
	1,120
	80,300
	711,255
	1,489,083
2,922,664	24,143,183
	491,874
	41,064
	37,188
	49,062
	619,188
4,209,584	37,281,066

第1表 戦時補償特別税

		既受領分		
		現金	政府特別借入金	特殊預金
軍需補償金等	日比製煉所（設備命令）			
	土々呂工場（設備命令）			
	三池製作所（完納品代）	6,372,664	1,092,942	
	日比製煉所（完納品代）		214,209	
	目黒研削砥石工場（完納品代）	8,529	304,791	
	本店（完納品代）	2,838,918		
	三池製作所（前渡金）	499,720		
	小計	9,719,831	1,611,943	
戦時保険金	三池鉱業所			10,102,462
	三池港務所			803,845
	三池製煉所	53,100		5,806,428
	三池製作所	5,000		2,166,925
	彦島製煉所			1,000
	竹原製煉所			1,120
	目黒研削砥石工場			80,300
	本店	10,000		701,255
	大阪事務所	5,000		1,484,083
	小計	73,100		21,147,419
建物疎開補償金	三池鉱業所	100,963		390,911
	三池港務所	41,064		
	三池製作所	37,188		
	三池製煉所	49,062		
		小計	228,277	
税金控除額		▲100,000		
合計		9,921,208	1,611,943	21,538,330

出所) 「整備計画添付書類」(「集排法手続(1)・三井鉱山株式会社関係・全7冊の4)。

注) 小数点以下は切り捨て。

いて、戦時補償特別税、賠償施設、在外資産の順に確認しておきたい。

戦時補償特別税

再建整備計画に添付された資料によれば、第1表のとおり、四六年八月十日時点の戦時補償特別税は、現金・政府特別借入金・特殊預金・未受領分の合計三七二八万円であった。軍需補償金約一二六二万円のうち三池製作所が多を占めており、現金約六八七万円（完納品代と前渡金）、政府特別借入金約一〇九万円をすでに受け取っていることが分かる。また、戦時

第2表 在外資産の内訳
(単位：千円)

	金額
固定資産	17,514
建設仮勘定	19,826
長期出資	71,819
(有価証券)	57,597
(出資)	2,557
(長期貸付金)	11,665
棚卸資産	21,073
(倉庫品)	7,459
(山林)	22
(製品)	10,028
(仕掛品)	3,562
当座資産	38,667
(短期債権)	35,772
(未収入金)	148
(前払費用)	73
(預金)	2,518
(現金)	153
仮払金	28,735
合計	197,637

出所) 「旧勘定所属財産明細書・新勘定所属財産明細書」(鉱山本店 107)。

- 注) 1. 1946年8月10日現在。
2. 千円未満は切り捨て。

保険金の約二四一四万円のうち大部分が特殊預金として計上されているが、これは大牟田地区の住宅・工場などが空襲により大きな損害をうけたことに対する保険金と推測される。これら既受領分のものについては、特別税を支払う義務が生じる性格のものである。

なお、戦時補償特別税の総資産に占める比率は、特別経理会社全体(二六六社)で一八・八%であり、産業別では航空機・旧兵器四二・四%、精密機械三七・六%、通信機三五・九%、機械工業二九・一%、輸送機械二六・四%の順に高く、石炭鉱業(六社)二%がもっとも低かった。三井鉱山は総資産の二・七%を占めるに過ぎず、他の炭鉱企業と同様に戦時補償特別税の負担は小さかったといえる。

賠償施設

三井鉱山の施設のうち賠償指定をうけたのは、三池製作所渡瀬工場の機械および装置だけであった(一九四六年八月十四日指定)。四七年三月、調査のため来社したHCLC総務部の職員に対して、三井鉱山本店総務部は炭鉱用機械の損耗が増産の隘路となっている現状を訴え、「渡瀬工場が賠償施設として撤去せられるならば、之等諸機械の製作修理は大牟田工場のみを以て当ることとなり、機械の完成時期は著しく遅延し、各炭礦特に九州諸炭礦の増産計画に甚大なる影響を及ぼすことは明白であります」と報告している。

第3表 在外資産の有価証券内訳

	所有株数	帳簿価格 (千円)
三井軽金属	325,480	16,274
満洲合成燃料	228,000	10,260
三成鉱業	101,765	5,126
中興炭礦	100,000	5,000
福島鉱業	81,750	4,087
淮南煤鉱股	60,000	3,000
東亜鉱山	88,000	2,400
朝鮮鉱業振興	58,500	2,302
樺太人造石油	30,000	1,500
南洋拓殖	10,000	1,380
天宝山鉱業	20,000	1,000
樺太開発	40,000	1,000
華北石炭販売	26,500	993
北支那開発	67,820	847
三宝鉱業	18,800	765
基隆炭礦	43,585	724
合計	1,344,344	57,597

出所) 第2表と同じ。

- 注) 1. 新株、旧株の合計。
2. 50万円以上のみ。
3. 千円未満は切り捨て。

固定資産が一七五二万円、建設仮勘定が一九八二万円、有価証券を中心とする長期出資が七一八一万円、棚卸資産が二一〇七万円、短期債権が大部分を占める当座資産が三八六六万円であった。全体の二九%を占める有価証券の内訳を示したのが第3表である。戦時下に三井鉱山が投資を拡大し、石炭・金属工業・化学関係事業の経営を担当した企業の株式が、在外資産損失の多くを占めていることがわかる。⁽²⁰⁾

指定時における在外資産の総資産に占める比率をみ

在外資産

一九四六年八月頃に作成されたと思われる資料では、賠償指定施設として約三三三万円を、再建整備計画の添付資料では指定時における撤去施設の損失額として約二〇〇万円を計上している。⁽¹⁸⁾ただし、一九五〇年十二月作成の有価証券報告書では、渡瀬工場は除外される見込みであり、「現在使用を許可され操業中であるが当社の生産設備全体としては極めて微々たるもので、仮令撤去されても殆ど影響はない」としている。⁽¹⁹⁾少なくとも三池製作所の工場すべてが指定をうけたわけではないので、本店総務部が主張するほど賠償指定による損失は大きくなかったと考えられる。

戦前および戦時期に進出した外地の事業所、建築物等は将来的に損失として処理することが決定した。第2表のとおり、四六年八月十一日時点の在外資産は二億円弱であり、そのうち京城事務所・美林製作所・西柵丹炭鉱・千緒炭鉱の

てみると、全産業（二六六社）では七・四％であり、産業別ではその他鉱業一六・四％、紡績一五・九％、化学工業一五・四％、その他工業一三・四％、石炭業（六社）一一％の順に高い。⁽²⁾ 三井鉱山は一四％で石炭業全体をやや上回っており、国家要請にもとづく外地進出が、敗戦後の経営にとって負担になっていたことをうかがわせる。

- (1) 三井文庫編『三井事業史・本篇・第三卷下』二〇〇一年、八五ページ。
- (2) HCLCに譲渡された三井鉱山株五一〇万三九六〇株が、一九五一年（昭和二十六）三月に、三井鉱山の役員、従業員および縁故者に売り出され、その事務処理を三井鉱山が担った。その結果、三井鉱山の役員が三〇万株、従業員および職員が四二二万株、縁故者が二〇万株を取得し、残りは買受機関をもうけて一時保有させることとなった（前掲『男たちの世紀』二〇六～二〇七ページ）。
- (3) 大蔵省財政史室編『昭和財政史・二・独占禁止』東洋経済新報社、一九八一年、三〇九ページ。
- (4) 前掲『男たちの世紀』二一四頁。終戦後の三井鉱山における経営陣の刷新と社長選任については、加藤健太「占領下の三井鉱山―経営者の選任をめぐる―」（『エネルギー史研究』No.三二、二〇一七年）に詳しい。
- (5) 前掲大蔵省編『昭和財政史・一三』七二一～七二二ページ。一九四六年十月に戦時補償特別措置法が公布された。政府から受け取っていない補償金に対する請求権は税務申告と同時に消滅するため、実際に税金を納付する必要はないことになった（前掲山口『日本郵船会計史』三四〇ページ）。
- (6) 会社経理応急措置法の詳細については、前掲酒井外共著『企業再整備法』（一～二八ページ）を参照。
- (7) 「第七一期営業報告書」自昭和二十一年八月十一日至昭和二十五年三月三十一日（持株会社整理委員会等文書・管理有価証券処分議書（二）・三井鉱山株式会社」株 01322100）。
- (8) 「旧勘定所属財産明細書・新勘定所属財産明細書」（昭和二十二年五月、鉱山本店一〇七）。なお、同年二月二十日に三井鉱山社長の山川良一が特別管理人を辞任し、常務取締役の山本勇助が代わって就任している（「特別管理人会議事録」

鉱山本店資料未整理分)。

- (9) 前掲酒井外共著『企業再建整備法』二九～五〇ページ。
- (10) 再建整備計画の認可をうけた特別経理会社は、その認可をうけた日に新旧勘定を併合する。ただし、第二会社を設立する場合には、第二会社の登記日あるいは出資、資産の譲渡、賃貸、委任の完了した日に新旧勘定を併合する（前掲酒井外共著『企業再建整備法』五三ページ）。したがって、三井鉱山の場合は、第二会社の神岡鉱業の設立とともに新旧勘定を併合することになった。
- (11) 一九四九年九月に提出した「整備計画添付書類」のうち「指定時貸借対照表及び修正諸勘定対照表」（集排法手続(一)・三井鉱山株式会社関係・全七冊の四）昭六一公取00004100)。
- (12) 一九四六年十二月の株主総会の記録（三井鉱山株式会社株主総会（十二月二十六日）附議事項承認ノ件）によると、同年八月時点で政府特殊預金約一六一万円、戦争保険金受取済約一九八三万円、合計約二四五万円が戦時補償請求権にかかわる金額として報告されている（「持株会社整理委員会等文書・三井鉱山・常務関係書類綴其の一」株01934100)。
- (13) 前掲「第七一回 上場有価証券報告書」。大牟田市は一九四五年六月から七月にかけて空襲をうけており、三池製煉所の水平蒸溜工場、硫酸工場、煉瓦工場、社宅などが損害を被った（三井金属鉱業三池製煉所『五十年の歩み』一九六四年、六ページ）。
- (14) 最終的な戦時補償特別税は「戦時補償特別税追加納付」約七十一万円を加えた約三七九九万円であった（「決算関係表」昭和二十四年下期、鉱山本店一一一）。
- (15) 前掲大蔵省編『昭和財政史・一三』七六二～七七三ページ。なお、日本郵船の場合、戦時補償特別税は約三億四五〇〇万円で、四六年八月十日時点の総資産の五四・七%を占めた（前掲山口『日本郵船会計史』三四三ページ）。前掲麻島『企業再建整備期の昭和電工』（四六～四八ページ、一一二表、一一三表）によれば、昭和電工の戦時補償請求権は総資産の八%であった（化学工業全体では九%）。
- (16) 後掲付表1のとおり、四六年八月十日現在の総資産額は一四億一八四七万円。

(17) 「各山共通干係」昭和二十二年（鉱山本店資料未整理分）所収の「持株会社整理員会村上氏照会に対する回答控」。以下、引用文には句読点を適宜くわえた。

(18) 昭和二十一年上期「決算関係表」の挟み込み資料（鉱山本店一〇二）、「集排法（一）・三井鉱山株式会社関係・全七冊の二」（昭六一公取 00002100）。

(19) 前掲「第七一回 上場有価証券報告書」（昭和二十五年十二月二十七日に証券取引委員会に提出）。

(20) 戦時期における三井鉱山の有価証券投資、海外での活動については、前掲『三井事業史・本篇・第三卷下』（四〇九〜四二五ページ、六六八〜七七五ページ）を参照。所有株数がもっとも多かった三井軽金属は、朝鮮半島における三井系の金属工業会社のうち最大規模の会社であり、一九四四年に三井本社から準直系会社とされ、同年末には軍需会社に指定された（同上六八二〜六八七ページ）。

(21) 前掲大蔵省編『昭和財政史・一三』七六二〜七七三ページ。

二 企業再建整備の経過

特別経理会社に指定された三井鉱山は、敗戦にともなう損失処理（特別損失計算）などを明記した再建整備計画を主務大臣に提出する前に、HCLCに再編成計画を申請する必要があった。ここでは、再編成計画の策定・決定、再建整備計画の実行に至るまでの経過を明らかにしていく。

1 再編成計画の策定

一九四七年五月の時点で、GHQは企業再建整備法を利用して集中排除構想の実現を図っており、GHQのESS

（経済科学局）反トラスト・カルテル課が企業分割の基準原則を日本側に提示した。この頃には、GHQと企業の折衝が個別にすすめられており、GHQは主要企業の調査と事情聴取を事前に行って、再建整備計画に盛り込むべき企業分割案・事業分離案を指示しないし示唆していたと考えられている。⁽¹⁾

同年五月二十七日には山川良一取締役社長、石田・山本常務取締役が反トラスト・カルテル課のホイット（E.C. Hoyt）と企業再編成に関する意見交換を行い、「ホイット案」として金属一社、石炭山を筑豊、三池、北海道、三池製作所の四社、目黒研削砥石工場に分割する「六分割案」の提示をうけた。⁽³⁾山川らが九州・北海道の石炭山二社、金属、砥石の「四分案ヲ固持」したため、ホイットは「之ヲ一応ノ原案トシテ各関係ニハカルベシト」と応じ、今後の計画策定について調整がなされた。石炭部門の分割に反対の立場を主張していた三井鉱山ではあったが、ここでは六分割案よりも穏当な案で妥協点を探ろうとしたと考えられる。⁽⁴⁾三井鉱山は四七年七月に役員、職員、労働組合の各代表を委員とする中央整備委員会（委員長は山川良一）を発足させ、この委員会を中心にして「再編成計画に関する意図」の作成にとりかかった。⁽⁵⁾

HCLCと折衝を繰り返し、三井鉱山は十月に社内腹案として、九州の炭鉱・三池港務所・三池製作所を含む九州炭礦株式会社（ただし三池製作所は三年後に分離）、道内の炭鉱・札幌事務所などを含む北海道炭礦株式会社、金属製煉部門の三井金属鉱業を設立し、目黒研削砥石工場を株式会社化する、さらに山野の産業医学研究所を財団法人化する五分割案を決定している。⁽⁶⁾

ところが、四八年二月に集排法の指定をうけて、中央整備委員会は対策審議を重ね、二十二日に石炭部門を「九北一本」とする方針をあらためて決定した。⁽⁷⁾翌日には「再編成計画ノ意図ニ関スル五社連絡会」（三井鉱山、三菱鉱業、井華鉱業、古河鉱業、北海道炭礦汽船）が開催され、各社の作成する「意図ニ付懇談」し、炭鉱分割に対する方針の調整

を図った。大手五社間の共通認識を固めたうえで、翌二十四日、中央整備委員会の樋口事務局主査がHCLCの永井企業第二部長と面談し、「九北一本」に対する反応を確かめたところ、次のような厳しい回答を得た。

資料1

一、GHQ方面ノ意向ハ自分ノ見ル所デハ少シモ緩和サレテ居ルトハ考ヘラレス、従来ト同ジデアル

一、意図八九、北一本デ出サレテモ結構ト思フ、併シ三井鉱山ハGHQノ評判ガヨクナイカラ成ル可ク先方ヲ刺激シナイ様ナ表現ヲ用フル事ハ必要ト思フ、又實際問題トシテ三井鉱山ノ九北一本ヲ認メルトスレバ石炭会社デ分離スルモノハナクナルカラ、実現性ハ甚ダ少ナイ、実現性ノ渺イモノヲ敢テ出スコトニツキテハ充分考慮セラレルガヨイト思フ

一、目黒、山研、三作ハワケルベキダロ

それでも翌日の社内打合せでは「石炭ヲ一本トスル理由ニツキ各社ト至急共同研究ヲスルコト」、三池製作所を石炭部門に附属させることが議論され、三月五日には「再編成計画の作成に関する意図の簡単な説明書」を決定した⁽⁸⁾。そこでは、第一に九州および北海道の炭鉱は一会社とし、三池製作所は自家用機械の修理製作工場であるので同社に附属させることが計画された。第二に神岡鉱業所、三池・彦島・日比・竹原の製煉所、串木野鉱業所の事業を一会社とする、第三に阿蘇、土々呂、千呂露の事業所は処分する、第四に目黒研削砥石工場を一会社とし、第五に産業医学研究所は分離独立させると明記された。また、事業上のリスク分散および技術交流などの側面からみて、九州と北海道の炭鉱を統一的に経営することの合理性を主張する報告書（「再編成の意図に関する補足的説明書」）を作成した。

一九四八年三月八日、三井鉱山の石田常務取締役が再編成計画の意図について説明するため、HCLCおよびESS

の反トラスト・カルテル課を訪問した。⁽⁹⁾ HCLCにおいて同委員長および前述の永井企業第二部長などから計画の了解を得たうえで、ESSにてホイットに面談したところ、「機嫌ヨク『出サレテ結構ナリ』」という回答を得た。それをうけて、右記の「作成に関する意図の簡単な説明書」、「補足的説明書」をHCLCに提出した。

このように三井鉱山は、四十七年十一月から四十八年三月の間に、炭鉱の分割を不可とする本来の姿勢に立ち戻ったとみられる。その背景にはアメリカ政府の対日占領政策の転換があったと考えられる。⁽¹⁰⁾ ロイヤル陸軍長官のサンフランシスコ演説（四十八年一月六日）などにみられるように、四十七年末から四十八年初頭にかけて集中排除政策の緩和方針が公表されるようになり、GHQの内でも企業分割に対する意見の相違が目立つようになっていた。⁽¹¹⁾

前述（資料1）の永井企業第二部長の最初の発言は、三井鉱山側がGHQの緩和方針について問い合わせたことに対する返答であったと思われる。また、三月十七日にHCLCを訪れた三井鉱山の担当者は、永井より「相当米本国ノ空気変リタルハ事実ナルヲ以テ、委員会トシテハユックリ状勢ヲ見テ行クツモリナリ」と告げられている。三月二十二日には、佐藤常務取締役がGHQのNRS（天然資源局）に援助を依頼するため訪問した際、R. Y. Grantより次の情報を伝えられた。⁽¹²⁾

資料2

五人委員会ハ委員長ヲ除キ四名ガ確定シタ。ソノ四名ハ証券取引委員会（SEC—Securities Exchange Commission）、技術者（Engineering）、経営者（management）、法律家（legal side）カラ各一名宛。同委員会ハAnti trust部カラ独立シタ機関デAnti trustト吾々トハソコデ平等ノ発言ヲ行ヒ得ル。HCLCハAnti Trustノ意向ヲ受ケタコトヲイフカモ知レヌガ、最終ノ決定ハ五人委員会ガ中心トナッテ行ハレル。五人ノ委員ハ全部本國カラ来ルコトニナッテイル。

この五人委員会とは四八年五月に來日する集中排除審査委員会（DRB）のことであり、反トラスト・カルテル課の集排法による分割指定を見直し、集中排除政策の転換を主導していく機関として知られる。以上から、三井鉱山をはじめとする大手炭鉱は、アメリカ本国における情勢を睨みつつ、再編成計画の方針を検討していたことが推測される。

同年四月一日には、ドレーパー・ジョンストン使節団に対する「陳情書作成小委員会」が開催された。これは、政策の修正を目的とする使節団に集排法ならびに財閥同族支配力排除法の適用緩和を求めため、大手各社の担当者が集合し、陳情書の作成にむけて議論する会であった。ここでは、三井鉱山としては「金石分離」を不可とする方針を堅持するが、やむを得ない場合は容認する（ただし細分化は認めない）ことを確認している。

2 炭鉱赤字問題

歩調をあわせた大手炭鉱五社は、炭鉱の分割不可を基本姿勢に据えて再編成計画を作成していくことになったが、四八年度に入ると累積する赤字が計画作成の妨げになるという問題に直面した。¹³

終戦後において、政府は石炭を安価に配給することをめざして価格統制を実施し、戦時期と同様に石炭の生産者価格と消費者価格の差に対して補給金を支給した。ただし、生産コストと販売価格の差が全額補償されたわけではなく、石炭業界は政府に対して未補償分を繰り返し要求していた。また、四七年七月には、石炭消費者価格の大幅な値上げとともに補給金が廃止された。ところが、この時の炭価の引き上げは資材や賃金の高騰に対して十分なものではなく、炭鉱会社の財務状況は悪化の一途をたどっていたのである。¹⁴

一九四八年四月十日、経済安定本部財政金融課（課長、事務官）、商工省総務局復興第二課（事務官）、三井鉱山（経

理部財務課長）、三菱鉱業（経理部長、財務課長）、北海道炭礦汽船（参事、会計係長）、井華鉱業（経理部次長）、古河鉱業（審査課長、会計課長）が一堂に会し、「再編成計画の仮定設定に関する打合せ」を開き、炭鉱の赤字処理について議論した。¹⁵ここでは、「原価補償未済分（二一年四月至二二年六月）ハ速ニ政府補償、尚残存スル赤字ニ付テハ之ヲ棚上ゲン特別ノ勘定ヲ設ケテ第二会社ニ引継グトノ仮定ヲ設ケルコト」、「尚GHQ、政府ニ於イテ根本的措施ヲ早く執ル如ク運動スルコト」が「決定」した。また、同月十七日の大手五社の打合せにおいても、石炭赤字処理の政府方針が定まらないため、「再編成計画中之二関スル事項ハ作成不可能ナルヲ以テ提出セザルコト、及ビ右ノ旨ヲHCLC笹山委員長ニ申出ツルコトヲ」確認している。巨額の欠損金を旧会社に残置すると、旧会社は第二会社に現物出資する資産をもたないことになるので第二会社の設立が不可能となり、欠損金を第二会社に繰り越すことも資本充実の原則に反するため認められない。したがって、政府による全面的補償を要望するとともに、損失の棚上げなど一定の仮定のもとで、再編成計画を作成する必要性に迫られていたのである。

四月二十四日には、十七日の五社会谈にもとづいて、三菱鉱業の小堀常務取締役ほか各社事務当局の代表がHCLCを訪問し、赤字処理の問題に関して意見を交換した。¹⁶政府方針が定まらない限り、炭鉱会社は再編成計画が作成できないことを申し入れたのに対し、永井企業第二部長は「出ス事ソノ事ガ重要デアル、会社側ノ都合ノヨイ様ナ内容ヲ作ツテデモ出シテイタダキ度」と返答している。二日後の二十六日に五社事務当局打合せが開催され、「石炭企業ニ於ケル赤字ハ全額政府補償トスル仮定ヲ設ケテ再編成計画ノ明細ヲ五月十日迄ニ作成準備スル事」、「社内手続ハ各社自由ニ任ス事」、「内容ハ出来ル限り簡單ニシ抽象的ニ止マル事」が決定した。

この当時、日本政府は炭鉱赤字の国家補償に関して積極的でなく、別勘定への棚上げと将来における資産再評価で処置しようとしていたと思われる。¹⁷政府が巨額の赤字補償に向かったのは、ESSから財政補償の指示をうけた六月以降

のことであり、十月に政府補償案が策定され、四九年三月になって「石炭鉱業等の損失の補填に関する法律」が施行された。⁽¹⁸⁾つまり、政府が方針を固める以前に、大手炭鉱はHCLCと協議を繰り返すなかで、累積赤字の財政補償を既定路線に設定したと考えられる。

3 再編成計画の決定

以上のように、炭鉱分割不可および赤字の全額補償という方針のもと、三井鉱山は四八年五月に四分割案の再編成計画をHCLCへ提出した。石炭事業を引き継ぐ第二会社・朝日炭鉱、金属部門の神岡鉱業、目黒研削砥石工業、炭鉱労働医学研究所を設立し、三井鉱山を解散する計画をたてた。⁽¹⁹⁾三井鉱山の累積赤字については、政府の補償をうけて借入金返済したものと仮定し、新会社の朝日炭鉱の予想貸借対照表を作成している。

ところが、四八年八月に集中排除審査委員会（DRB）が集中排除政策の運用に関する方針転換（集排法の指定基準を示す「四原則」）を明示したため、多くの企業は再編成計画の撤回を希望し、HCLCは混乱状態に陥った。⁽²⁰⁾三井鉱山は数ヶ月の空白期間の後、一九四九年の二月に「解体を不可とする理由について」をHCLCに提出した。再編成計画の分割案は「当社の自発的意図に基づくものではなかった」とし、DRBの四原則に照らして解体の対象とならないことを主張した。しかし、HCLCは三井鉱山の過度経済力集中に対する「事実の認定」をGHQに提出した。⁽²¹⁾集中排除政策の主導権を握るようになったDRBも、三井鉱山をはじめとする大手炭鉱企業は、過度の集中とは認定できないものの、財閥系の主要事業会社であることを重視して異なる事業部門の分割を求めた。⁽²²⁾この時、GHQのESS反トラスト・カルテル課は石炭二社、金属一社の三分割案、天然資源局（NRS）とESS工業課は非分割案（やむを得ぬ場合は石炭と金属の二分割案）、HCLCは石炭（北海道）と金属兼営一社、石炭（九州）一社の二分割案をそれぞれ提案

していたとされている。⁽²³⁾ DRBは、反トラスト・カルテル課をはじめとする関係部局の提案を勘案したうえで、石炭部門と金属部門を分離すること、いずれかを新会社として独立させることを決定案とした（六月決定案）。

七月に入ると、三井鉱山はDRBの勧告にそくした「石炭部門を存続会社とし金属部門のみを第二会社とする案の優れている理由」をHCLCに提出した。⁽²⁴⁾ここでは、石炭部門を存続会社とする方法が優れていることを主張し、その理由として、再建整備計画の策定および書類作成が簡単になること、清算事務がなくなることのほか、旧勘定利益の利用が可能となる点を挙げている。後述のとおり、この時点で旧勘定の損失を株式処分益で補填しても、なお利益が残ることが予想されていた。三井鉱山を解散して第二会社を創立した場合、この利益は清算会社に継承されるため、高率の清算所得課税が課せられることを懸念したのである。

八月二十八日、石炭部門と金属部門の分離、三井鉱山の存続容認の内容が記された「再編成計画に関する決定指令」がHCLCより三井鉱山に通達された。⁽²⁵⁾三井鉱山は八億円の増資（四億円から一二億円に増資）の許可を得たうえで、九月二十七日付で特別損失の金額、三井鉱山（炭鉱部門）の存続、三井金属鉱業の設立に関する事項について具体的に記した再建整備計画（整備計画認可申請書）を大蔵・通商産業・運輸大臣に提出した。⁽²⁶⁾若干の修正を経て、一九五〇年三月に企業再建整備法にもとづく計画として認可をうけ、五月一日に新旧勘定を併合するとともに第二会社・神岡鉱業株式会社を創立した。⁽²⁷⁾

4 再建整備計画の実行

特別損失

それでは、三井鉱山が敗戦にともなう損失をいかに処理したのかという点について、再建整備計画に添付された特別

(単位：千円)

内訳	金額
在外資産の総額	197,637
控除額	▲17,516
特別経理会社に対する旧債権の損失（社債以外の旧債権）	70
閉鎖機関に対する債権の損失	19,082
特別経理会社の株式等の損失	26,524
閉鎖機関の株式等の損失	3,047
金融機関の株式等の損失	0
その他の会社の株式等の損失	1,331
債権の弁済、消滅に要する支出	48,173
旧勘定財産管理費用	49,911
旧勘定資産の処分損（有価証券の処分損）	1,857
旧勘定資産の減失、損壊による減価	16,046
未整理受取勘定の減額による損失	5,329
その他の旧勘定に生ずる損金	164,822
新勘定からの繰入金	122,394
旧勘定資産の果実	10,098
旧勘定資産の処分益（有価証券）	407,248
賠償施設を新勘定にて使用した場合における新勘定よりの繰入金	1,266
未整理受取勘定の増額による利益	51,409
その他の旧勘定に生じる利益	4,091

負債の部に計上していない会社経理応急措置法第14条第1項の旧債権の債務のある場合

4,148円67銭から帳簿価格9,192万5,307円50銭を引いた金額。

第4表 特別損失計算明細書（1949年8月1日時点）

		項目	金額	
損失	(イ)	戦時補償特別税	37,281	
	(ロ)	在外資産の損失	180,121	
	(ハ)	第2封鎖預金の損失	10,913	
	(ニ)	旧債権の損失	19,152	
	(ホ)	株式の損失（出資の持分を含む）	30,904	
	(ヘ)	指定時に終了する事業年度の欠損および前期繰越欠損	15,175	
	(ト)	新旧勘定併合時までの旧勘定損失	286,140	
	(チ)	その他	57,854	
			損失合計	637,543
	利益	(リ)	指定時に終了する事業年度の利益および前期繰越利益	0
(ヌ)		積立金	32,925	
		利益金処分によらないで留保した積立金	3,118	
(ル)		新旧勘定併合時までの旧勘定利益	596,509	
(ヲ)		未整理の留保利益	59,503	
		利益合計	692,057	
		差引	54,513	

出所) 第1表と同じ。

注) 1. 記号の(イ)～(ヲ)の分類は筆者が便宜上付したものである。

2. 千円未満は切り捨て。

3. 損失の(チ)その他は賠償に関する損失（撤去施設）、「指定時貸借対照表の損失」、指定時にまだ損失として計上していなかった場合の評価損の合計。

4. 利益内訳のうち旧勘定資産の処分益（有価証券）は、処分価格4億9,917万

損失計算明細書をもとに明らかにしていること。⁽²⁸⁾

第4表の項目に記しているとおり、企業再建整備法のもとで損失に繰り入れることができたのは、主に(イ)戦時補償特別税、(ロ)在外資産の損失、(ハ)第二封鎖預金の損失、(ニ)特別経理会社・閉鎖機関に対する旧債権の損失、(ホ)特別経理会社などの株式の損失、(ヘ)指定時に終了する事業年度の欠損および前期繰越欠損、(ト)新旧勘定併合時までの旧勘定の損失、(チ)その他である。これらの損失額から次の利益を差し引いた残額が特別損失となる。利益は、主に(リ)指定時に終了する事業年度の利益および前期繰越利益、(ヌ)法廷積立金など諸積立金、(ル)新旧勘定併合時までの旧勘定の利益、(ヲ)その他の利益である。最終的に損失から利益を差引計算して損失が残る場合には、会社財産の評価換によって生じる益金で損失を補填することが許された。以上の計算によっても、なお損失が残った場合、それを特別損失の金額として決定し、株主と旧債権者に負担させることが定められた。⁽²⁹⁾

三井鉱山の場合(第4表)、前述した(イ)戦時補償特別税三七二八万円と(ロ)在外資産の損失約一億八〇一二万円、(ハ)第二封鎖預金の損失二〇九二万円などが損失として計上されている。また、(ニ)旧債権の損失一九一五万円

(単位：千円)

三井鉱山	三菱鉱業
37,993	50,902
180,265	185,219
10,914	17,535
73,610	0
0	0
0	0
304,132	152,983
15,176	14,904
34,594	138,393
656,684	559,936
0	0
36,044	97,872
619,690	348,533
44,718	0
0	20,542
700,452	466,947
0	92,989
0	0
0	0
▲43,768	0

は閉鎖機関に対する債券であり、(ホ)株式の損失のうち二六五二万円が特別経理会社の発行株式であった。(ト)新旧併合前時までの旧勘定の損失が合計二億八六一四万円ですべての四五%を占めており、そのうち債権の弁済、消滅に要する支出が四八一七万円、賠償施設の管理など旧勘定財産管理費用が四九九一万円、その他

第5表 特別損失の金額（経済企画庁調査）

	項目	全産業（95社）	北海道炭礦汽船
損失	A 戦時補償特別税	7,061,459	1,725
	B 在外資産の損失	1,393,361	2,738
	C 第二封鎖預金の損失	176,782	5,092
	D 特経会社・閉鎖機関に対する旧債権並びにそれらの発行する株式の損失	958,633	45,983
	E 賠償に関する損失	99,458	0
	F 未払込徴収をうける損失	25,833	0
	G 旧勘定における新旧勘定合併時までの損失	2,965,792	46,428
	H 指定時終了事業年度の損失及び繰越損失金	807,880	62,142
	I その他の損失	1,289,107	2,850
	J 損失合計	14,778,305	166,958
利益	K 指定終了事業年度の利益及び繰越金	449,786	0
	L 積立金	1,715,003	45,020
	M 旧勘定における新旧勘定合併時までの利益	4,622,394	86,085
	N 未整理の保留利益	1,203,661	0
	O その他の利益	2,618,022	35,854
	P 利益合計	10,608,866	166,959
評価益	Q 評価益合計	3,923,725	0
	R 固定資産	448,387	0
	S 流動資産	1,497,655	0
特別損失	T 評価替後の差引損失	245,714	

出所) 経済企画庁調査部調査『戦後企業再建整備措置の具体的過程』昭和31年9月、104～109ページ。

旧勘定に生ずる損金が一億六四八二万円であった。後述のとおり、その他旧勘定に生ずる損金のうち、もっとも多額を占めたのは借入金に対する利息であった。

特別損失計算に繰り入れられた利益の大部分は、新旧勘定併合時までの旧勘定利益六億円弱で、そのうち新勘定よりの繰入金が一億二二三九万円、旧勘定資産の処分益が四億七二四万円であった。前者は新勘定から旧勘定に支払う利子であり、⁽³⁰⁾後者は主にHCLCに委譲した三井化学工業株の処分益である。⁽³¹⁾四九年八月時点の特別損失計算は五四五一万円の利益となる見通しであった。

右の特別損失計算は概算であることに留意する必要がある。他の特別経理会社ないし金融機関における特別損失計算の結果を加味しなければならず、旧債権の整理や株式処分の過程で計画と現実が異なることも予想されたため、計画

提出後における特別損失額の変動は容認されていた。三井鉱山の場合、全株式が処分済みとなったのは後述のとおり五年五月であって、最終的な特別損失が確定するのはその前後と推測される。一九五三年（昭和二十八）時点の経済企画庁の調査によれば、同社の特別損失額（第5表）は、約六億五七〇〇万円の損失と約七億円の利益を差し引いて、四七六万円の利益となっている。五〇年上期の有価証券報告書によると、旧勘定における新旧勘定合併時までの利益のうち株式処分益が四億一三一九万円、新勘定からの繰入金が一億二八三二万円であった。⁽³²⁾

なお、大手炭鉱のうち、北海道炭礦汽船は在外資産の損失が小さく、積立金と旧勘定の利益で補填可能であったのに対し、三菱鉱業は資産の評価替えによって特別損失を処理している。三菱鉱業との比較で明瞭に示されているように、三井鉱山の場合、子会社の株式処分益が多額にのぼり、敗戦にともなう損失を十分に補填することができたのである。

第二会社の設立

再建整備計画では、鉱業・土石採取業、製煉業・金属加工業、化学工業品の製造業などを事業とする神岡鉱業を資本六億円で設立し、三井鉱山は金属部門に属していた財産や債務を現物出資および譲渡することが明記された。土地や機械装置などの固定資産約一億四七〇〇万円、原材料約九一〇〇万円、製品約三億六二〇〇万円の計六億円を現物出資とし、固定資産一億二八七八万円、建設仮勘定一億七四三万円、棚卸資産九億三一一四万円、当座資産五億五四一八万円、仮払金四億二六八四万円、その他一六一万円、合計二二億一四〇〇万円を譲渡資産とした。また、それに見合う債務として長期負債二億五九一三万円、短期負債一九億四一八七万円、引当金一二九九万円を承継債務とした。⁽³³⁾

三井鉱山は、現物出資によって神岡鉱業の発行する株式二〇〇万株を引き受けることとなり、①旧株主（再建整備計画認可の日より一ヶ月目の三井鉱山の株主）、②第二会社の役員および従業員、③地方人、④一般の順に処分する計

画を策定している。旧株主に対しては、三井鉱山株一株に対して神岡鉱業株式〇・五株（一株五〇円）の割合で割り当てることとなった。⁽³⁴⁾ 五〇年十月十五日現在の割当後の株主数は三万一一三名となり、五一年二月二十一日に三井鉱山の所有する株式の処分が完了した。⁽³⁵⁾

- (1) 前掲大蔵省編『昭和財政史・二』（四五七、五〇八ページ）。
- (2) ホイットは Antitrust and Cartels Division の Zaiatsu Branch に所属（Greater Tokyo Area OCCUPATION FORCES TELEPHONE DIRECTORY MAY and JUNE 一九四七、憲政資料室所蔵）。
- (3) 「復興対策委員会書記局日誌 中央整備委員会事務局日誌（其ノ一）」昭和二十二年三月～昭和二十三年八月、鉱山本店資料未整理分。
- (4) 三井鉱山は「当社解体に関する意見」（昭和二十二年五月三十日）を作成し、石炭増産の面（人心の動揺、技術の導入、資材及び機械類の融通）、将来の経営の面からみて石炭部門の分割は望ましくないこと、三池製作所は三池炭鉱の修理工場として分離すべきでないことを主張していた（前掲「持株会社整理委員会等文書・三井鉱山・常務関係書類綴其の一」）。
- (5) 前掲「復興対策委員会書記局日誌 中央整備委員会事務局日誌（其ノ一）」。なお、大森東太「企業再建整備法に基づく三井金属鉱業発足の経緯」（『三井金属修史論叢』第三号、一九六九年、一二七ページ）によれば、再編成業務を担った中央整備委員会は、三年間で三一回の委員会を開催し、五〇年七月二十日に解散した。
- (6) 「三井鉱山株会社分割案報告ノ件」昭和二十二年十月六日起案（前掲「持株会社整理委員会等文書・三井鉱山・常務関係書類綴其の一」）。一九四七年十一月の経済安定本部の資料では、三井鉱山は石炭部門を九州と北海道の二分割、非鉄金属部門を鉛・亜鉛・銅とクロム鉄鉱の二分割、砥石工場、産業医学研究所を独立させる六分割案の指示をうけたが、非鉄金属を一本とする五分割案を希望して折衝中とされている（前掲大蔵省編『昭和財政史・二』五〇八ページ）。

- (7) 以下の記述は、断りのない限り、前掲「復興対策委員会書記局日誌 中央整備委員会事務局日誌（其の一）」。
- (8) この説明書の内容については、「法律第二〇七号第三條の規定により指定した三井鉱山株式会社の件」昭和二十三年三月九日（集排法手続記録（一）・三井鉱山株式会社関係・全七冊の一）昭和六一公取 00001100）。
- (9) 前掲「復興対策委員会書記局日誌 中央整備委員会事務局日誌（其の一）」。
- (10) 前掲宮崎ほか「占領期の企業再編成」は、四八年三月に集排法指定企業（三二五社）の提出した再編成計画が、前年の十一月の当初案と比べて大幅に緩和されていることを指摘している。どの時点で日本の企業に情報が流れ、いかに修正されていったのか不明としつつ、三月時点でアメリカの政策転換が明らかになっていたように思われると推測している（同上三〇五ページ）。
- (11) 以下、アメリカの反独占政策の転換に関する記述は、前掲大蔵省編『昭和財政史・二』第四章を参照。
- (12) Grant は N R S の Mining and Geology div（鉱業地質課）の課長（Tokyo And Vicinity Telephone Directory, Effective 1 April 一九四八、憲政資料室所蔵）。
- (13) その後、大手五社のうち北海道炭礦汽船は四九年一月に、古河鉱業は四九年七月に集排法の指定取り消しをうけた（持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体』一九五一年、二六九、二八二ページ）。
- (14) 根津知好編『石炭国家統制史』日本経済研究所、一九五八年、八四七〜八四九ページ。
- (15) 前掲「復興対策委員会書記局日誌 中央整備委員会事務局日誌（其の一）」。
- (16) 前掲「復興対策委員会書記局日誌 中央整備委員会事務局日誌（其の一）」。
- (17) 「石炭会社新会社に於ける赤字処理に関する件」四八年六月十四日（愛知文書・復興金融金庫（六）・復金運営Ⅴ」平二七財務 00687100）、「石炭鉱業新勘定赤字処理経過」昭和二十四年三月二十四日、石炭庁作成（愛知文書・復興金融金庫（四）・復金運営Ⅲ」平二七財務 00685100）。
- (18) 政府は四八年六月に E S S 局長マーカーットより非公式の通達をうけ、炭鉱赤字処理の方法として炭価の値上げ、政府補助金、株式発行などの企業努力が望ましいとの趣旨が伝えられた。政府は九月にこの三つの複合案を E S S 予算課長リ

- ド (Read) に提出したが留保され、翌月に同氏より石炭鉱業には約一五〇億円、その他の産業には約五〇億円の「財政補償を行う用意があるから、日本政府は至急数字を固めて提出すべき」という指示をうけた（前掲「石炭鉱業新勘定赤字処理経過」）。同年十一月に政府補償案を策定し、四九年一月に財政補償一・二億円、価格織込分（炭価値上）三六億円の案をリードに提出した。しかし、赤字処理として財政補償と価格織込の併用は好ましくないと改案を命じられ、翌月に一〇七億九四〇〇万円の財政補償案を再提出し、内諾を与えられた。同年三月、「石炭鉱業等の損失の補填に関する法律」が施行され、四七年七月六日から四八年六月二十二日までの炭鉱業者の責任に帰すことができない損失に対して、総額一〇七億九四〇〇万円を超えない金額を補填することが決定した。以上は、前掲「石炭鉱業新勘定赤字処理経過」、「石炭企業等の赤字処理に関する件（案）」昭和二十三年十一月二十九日（愛知文書・復興金融庫（六）・復金運営Ⅴ」平二七財務00687100）。
- (19) 「再編成計画書」（前掲「集排法手続記録（一）・全七冊の一）」。
- (20) 前掲大蔵省編『昭和財政史・二』五三一〜五三六ページ。
- (21) 三井鉱山「解体を不可とする理由について」昭和二十四年二月十日、持株会社整理委員会「三井鉱山株式会社に関する『事実の認定』回議の件」（持株会社整理委員会等文書・三井鉱山・関係書類綴其の二）株 01935100）。
- (22) 前掲大蔵省編『昭和財政史・二』五四八ページ。
- (23) 前掲大蔵省編『昭和財政史・二』五五二ページ。
- (24) 昭和二十四年七月七日三井鉱山社長山川良一発持株会社整理委員会笹山忠夫宛の「意見書」（持株会社整理委員会等文書・三井鉱山・常務関係書類綴其の三）株 01936200）。
- (25) 七月三十日付で「再編成に関する指令案」が提示され、八月二十四日の聴聞会で三井鉱山取締役社長の山川良一、社員組合連合会長の長見正三、金属労働組合連合会中央執行委員長の安藤清人がそれぞれ「金石分離」反対の意見陳述を行った。しかし、「いづれも当委員会が本件指令案を傳達すに当り、既に検討済みのもので格別の真実は発見されないから指令案の変更は必要としない」と結論づけられた（持株会社整理委員会「聴聞会主意書に関する当方意見」四九年八月二十六日

決裁)。以上は、前掲「持株会社整理委員会等文書・三井鉱山・常務関係書類其の三」。

- (26) 申請時は三井鉱山の商号が禁止されていたため存続会社を「三井炭鉱株式会社」、第二会社を三井金属鉱業としていた。しかし、四九年九月二十一日の持株会社整理委員会指令によって三井の商号の使用が禁止されたため、五〇年七月までに新商号を決定することとし、それまでは引き続き三井鉱山の商号を使用する計画に修正した。また、第二会社の商号についても、五〇年三月に神岡鉱業という商号に修正する申請書を提出した。以上は前掲「集排法手続記録(一)・全七冊の一」、前掲三井鉱山編『資料 三池争議』一一〇八〜一一〇九ページ、「当社第七十一期〔昭和二十一年八月十一日至昭和二十五年三月三十一日〕決算の件」昭和二十五年六月十六日(昭和二十四年下期「決算関係表」鉱山本店一一一)。
- (27) 前掲「集排法手続記録(一)・全七冊の一」、第七二期「営業報告書」鉱山本店一一二。
- (28) 特別損失の計算方法については、前掲酒井外共著『企業再建整備法』三〇〜三八ページを参考にしてている。
- (29) 資本金五〇万円以上の会社の場合、特別損失は①資本金の九割に相当する金額まで株主が負担し、それでも残額が生じる場合は、②債権額の七割に相当する金額まで旧債権者が負担することとされた。なお損失が残る場合は、③資本金の残存部分である一割の金額、④旧債権の三割にあたる金額の順で処理に充てられた。
- (30) 詳細は後述するが、形式的に新勘定は旧勘定に対して「債務」を有する関係にあったため、会社経理応急措置法で利子の支払いが定められていた。
- (31) HCLCとの交渉の窓口になっていた小松原俊一氏は、「三井化学の株式は処分未済であったところ、株式市場ができて株価は暴騰した。これによる処分利益は、当時の金で二億数千万円と記憶している。この処分代金は、小切手で私が貰い、胸のポケットに入れて、こんでいる地下鉄で持ち帰ったのを覚えている。会社としては、この処分のお蔭で、新旧勘定を簡単に合併することができた」と述懐している(前掲『男たちの世紀』二〇九頁)。
- (32) 「昭和二十五年上期 有価証券報告書」五〇年十二月作成(国立国会図書館所蔵)。
- (33) 前掲「昭和二十五年上期 有価証券報告書」。
- (34) 前掲「集排法手続(一)・全七冊の三」。

(35) 前掲大森「企業再建整備法に基づく三井金属鉱業発足の経緯」一四四ページ。

三 企業再建整備期の財務諸表

三井鉱山は敗戦にともなう損失をおもに株式処分益によって補填したのであるが、先にみた特別損失計算は企業再建整備法の区分にもとづいた処理方法を示したものであり、特別経理会社に指定された企業は、各社の勘定科目による独自の損失計算を同時に行っていたと考えられる⁽¹⁾。三井鉱山の場合、同社の決算上においては旧勘定の損失を異なる手続きによって処理していたことが、現存する資料（三井鉱山本店資料）からうかがえる。後述のとおり、三井鉱山は新旧勘定分離後の一九四六年八月十一日から再建整備計画が認可された五〇年三月三十一日までを一決算期（第七一期）とし、その時点で新旧勘定を合算した当期純利益を確定させ、五〇年五月一日に両勘定を併合して「正常」な状態に復帰しているのである。現在のところ、新旧勘定併合時点の決算資料を確認できていないため、不明な部分を多く残すことになるが、ここでは貸借対照表と損益計算書をもとに企業再建整備の過程を可能な限り追っていききたい。

1 新旧勘定の設定

資産

三井鉱山では、新旧勘定を分離した第七一期においても、仮決算として半年ごとに新・旧それぞれの貸借対照表、損益計算書を作成していた（付表1、2、3、4）。

まずは分離時点（一九四六年上期）の貸借対照表を借方から確認していこう（付表1）。戦時補償特別税の徴収対象となる資産や在外資産は特別損失計算によって処分されるべきものであるため、旧勘定の資産に計上された。ただし、前者については、勘定科目として独立しておらず、当座資産（預金）および仮払金などに含まれている。⁽²⁾ 旧勘定総資産の一分を占めた長期出資約一億五〇〇〇万円は主に有価証券であるが、これらの大部分はHCLCに委譲され、その処分益が特別損失計算の利益に組み込まれることになる。四六年下期に「持株会社整理委員会」勘定に移った株式一覧を第6表に示している。全体の約四割の金額を占めた三井化学工業のほか、「関係会社」であった釜石鉱山、山門炭礦、太平洋炭礦、松島炭礦、日本亜鉛鋳業、「準関係会社」であった日本製鋼所、北海道炭礦汽船、戦時下に取得して株数を増加させた日本人造石油、国策会社の帝国燃料興業の金額も大きいことが分かる。⁽³⁾

なお、旧勘定の資産に一九四五年下期からの繰越欠損金八七一万円と四六年上期の当期欠損金六四五万円の合計額一五七万円が、繰越欠損金として計上されている。これは、前述のとおり、特別損失計算の独立した損失項目（前掲第4表のへ）となるため、一九四九年下期まで据え置かれた。

新勘定には、事業の継続に必要な「積極財産」を所属させるよう会社経理応急措置法で定められており、固定資産約二億円、棚卸資産二億三八一万円、当座資産二億四二五一万円などが計上されている。固定資産のうち約一億三〇〇〇万円が石炭事業、約六〇〇〇万円が金属鋳山事業のための資産であり、石炭部門では三池（主に坑道と機械）、芦別（主に建物、構築物）、田川、砂川の順に資産額が大きかった。総資産の三割を占めた当座資産のうち、未収入金が一億四七八七万円と半分以上を占めたが、その内訳は日本石炭の四五年下期販売精算分約二〇〇〇万円、四六年上期政府の価格差補給金約九七〇〇万円などである。⁽⁵⁾ 総資産額に占める固定資産と棚卸資産の比率は、石炭業大手六社平均がそれぞれ三八・七%、三〇・六%であったのに対し、三井鋳山はどちらも二五%と相対的に低い。未収入金など近い将来に

第6表 持株会社整理委員会へ委譲した株式

	三井鉱山 所有株数	帳簿価格 (千円)
三井化学工業	960,000	48,000
日本人造石油	266,000	13,300
釜石鉱山	200,000	10,000
日本製鋼所	200,000	10,000
北海道炭礦汽船	190,000	9,500
山門炭礦	115,000	5,750
太平洋炭礦	90,000	3,750
日本亜鉛鉱業	60,000	3,100
帝国燃料興業	77,000	3,850
日本アルミニウム	27,000	1,350
松島炭礦	27,285	1,091
合計	2,344,788	116,404

出所) 昭和21年下期「決算関係表」(鉱山本店103)。

注) 1. 帳簿価格100万円以上の株式のみ。

2. 帝国燃料興業には旧権太人造石油分を含む。

負債・資本

資金化の見込める資産が大きかったと推測される。
 こうした新勘定に所属させた資産に対応するのが、旧勘定の未整理受取勘定であり、「新勘定に対する債権」とみなされる⁽⁷⁾。

次に貸方について確認していこう(付表2)。一九四六年上期の旧勘定の自己資本は四億三三二六万円で、自己資本

比率は三一%と低く、他の炭鉱会社および特別経理会社と同様の傾向にあった。他方で、長期負債が総資本に占める比率は、石炭業大手六社平均が約二六%であったのに対し、三井鉱山は三四%と比較的に高くなっている。その大部分は帝国銀行からの長期借入金であった⁽⁸⁾。

新勘定においては、「旧勘定に対する債務」を意味する未整理支払勘定のみが計上されている。つまり、新勘定は旧勘定に「借」を有し、旧勘定は新勘定に「貸」を有する関係が成立しており、両勘定は未整理支払勘定および未整理受取勘定をつうじて結び付けられているのである⁽⁹⁾。

2 新旧勘定の推移

資産

その後の借方の推移を再び付表1からみていきたい。新勘定では固定資産および建設仮勘定が急拡大していることがわかる。一九四六年上期から下期にかけて建設仮勘定が一五〇〇万円弱から約一億円に増加し、さらに四七年下期には固定資産が約一四億円、建設仮勘定が約一〇億円で達した。四八年上期に前期比で固定資産が約二・二倍、建設仮勘定が約一・七倍に伸びた後は、比較的緩やかな増加傾向となっている。いわゆる傾斜生産期の設備投資によって固定資産を拡大させたことが明瞭にあらわれている。

また、この時期には繰越新勘定欠損金を累積させており、四八年下期に二三億九六五〇万円に達した。ここで、新勘定の損益を示した付表3をみてみよう。各事業所の総益金（減価償却費や諸引当金を控除する前の利益）と純益の推移を示している。出炭高が三分の一に急減した四五年下期をのぞいて黒字を計上していた石炭部門は、傾斜生産が本格化した四七年上期から赤字額を膨らませている（出炭高については第7表）。四七年以降も出炭高の伸びは緩慢であり、出炭高で三池に次ぐ地位にあった田川、同じく主要炭鉱の一つであった砂川の業績悪化が著しい。

ところが、四九年三月に炭鉱赤字の国家補償が決定したため、四八年下期は全体で約二〇億円の純益となり、その後、石炭価格の引き上げと価格統制の漸次撤廃にともない黒字を計上している。戦前から規模・出炭能率・利益において群を抜いていた三池は、半期で出炭高約一〇〇万トンを維持しており、四八年下期以降は約六〜七億円の利益となっている。また、四六年下期から四九年下期にかけて出炭高を二・五倍に増加させた芦別も黒字に転換した。その結果、付表1のとおり、繰越新勘定欠損金は四九年下期に二億五九一八万円まで縮小した。

他方で、旧勘定の総資産額は四九年上期まで大きな変化がない。それは、例えば資産を処分した場合、その損失額が

第7表 出炭高

(単位：千トン)

	合計	三池	田川	山野	砂川	芦別	新美唄	美唄
1943年上期	4,470	1,736	924	459	701	179	36	435
1943年下期	5,051	2,045	991	551	727	225	41	471
1944年上期	4,654	1,888	847	427	718	253	42	480
1944年下期	4,988	2,144	911	409	661	339	39	486
1945年上期	3,193	1,136	628	262	497	271	37	362
1945年下期	1,059	474	226	79	144	49	18	68
1946年上期	1,227	526	260	90	162	70	24	96
1946年下期	2,540	996	557	206	354	145	48	235
1947年上期	2,167	827	485	184	289	141	50	192
1947年下期	2,601	1,001	523	230	355	185	62	247
1948年上期	2,517	941	518	231	323	191	69	244
1948年下期	2,926	1,026	587	281	393	270	88	280
1949年上期	2,983	1,068	596	286	364	304	88	271
1949年下期	3,009	1,038	592	281	371	351	87	289

出所) 付表1と同じ。

- 注) 1. 千トン未満は四捨五入。
 2. 主要炭鉱のみの数値。
 3. 1948年下期の合計が合致しないが原資料どおり。
 4. 1949年上・下期の合計には他の事業所の出炭高も含まれている。

当期特別損失金に計上されるからである。旧勘定の損益を示した付表4をみてみよう。同表の「特別損失金」と「特別利益金」は前述した特別損失計算における損失と利益にあたるものである。特別損失金に関しては、借入金（預り金や社債などを含む）の利子負担が重かったこと、四七年上期と下期に戦時補償特別税を、四九年下期に在外資産や旧債権を損失として処理したことなどが示されている。三井鉱山の仮決算では、各期の特別損失金と特別利益金は差し引かれることなく、前者を借方に、後者を貸方に累積させる構造になっている。したがって、付表1のとおり、在外資産など多額の資産を処分した四九年下期には、三億円超の当期特別損失金が借方に計上された。こうして累積した旧勘定の特別損失金は五億二四〇一万円に達した。

負債・資本

つづいて貸方（付表2）に目を移そう。新勘定では、長期負債が四六年下期に約一〇億円となり、以後、総資本に占める長期負債比率が高くなっていることがわかる。四六

第8表 三井鉱山に対する融資状況（石炭分）

（単位：千円）

	1946年度		1947年度			計
	第三四半期	第四四半期	第一四半期	第二四半期	第三四半期	
一般設備資金			171,459	283,500	445,482	900,441
炭鉱労務者住宅資金		81,235		170,502	705,588	957,325
炭車資金					17,251	17,251
設備資金計		81,235	171,459	454,002	1,168,321	1,875,018
赤字資金	213,589	9,503	505,768	115,920		844,780
（回収額）	(53,079)		(183,006)			(236,085)
増加運転資金	66,472		61,824	104,331		232,627
（回収額）				(9,712)		(9,712)
二億スライド				29,140		29,140
特別運転資金					40,740	40,740
増産準備金					79,825	79,825
北海道越冬資金					26,270	26,270
運転資金計	280,061	9,503	567,592	249,391	146,835	1,253,382
（回収額）	(53,079)		(183,006)	(9,712)		(245,797)
合計	280,061	90,738	739,051	703,393	1,315,157	3,128,400
（回収額）	(53,079)		(183,006)	(9,712)		(245,797)
12月末残高	226,981	90,738	556,045	693,681	1,315,157	2,882,603

出所) 「戦後財政史資料・愛知文書・復興金融金庫 [5]・復金運営Ⅳ」。

注) 1. 1947年（昭和22）12月31日現在の復興金融金庫調。

2. 千円未満は切り捨て。

年八月に復興金融を開始した日本興業銀行復興金融部によって、石炭鉱業への赤字融資がおこなわれ、その貸付総額二八億一六〇〇万円は四七年一月に設立された復興金融金庫（以下、復金と略す）に継承された⁽¹⁾。この興銀復興金融部による三井鉱山への融資額が今のところ不明なため、四六年下期の長期負債約一〇億円の内訳は判然としない。一九四七年十二月に復金が作成した調査表（第8表）によると、四六年下期における三井鉱山の石炭部門への復興金融額は、炭住資金が八一二三万円、赤字資金など運転資金が三億円弱、合計三億七〇七九万円であった⁽²⁾。その後、四七年第一〜二四半期には赤字資金として六億二一六八万円（合計八億一六九八万円の運転資金⁽³⁾）が、第一〜三四半期に一般設備資金・炭住資金としてそれぞれ約九億円が融資されている。四八年度に入ると、GHQと日本政府は石炭鉱業向けの赤字融資を抑制する態度を

示しは始めるが、三六〇〇万トンの出炭目標および資材代金等の未払問題を背景にして、石炭業界が強い抵抗をみせたため、上期に関しては融資が実行された⁽¹⁴⁾。その結果、付表2のとおり、新勘定の長期負債は四七年下期に約四〇億円、四八年上期に約七二億円の達し、総資本の五割をこえるに至った。

四八年下期以降に長期負債の伸びは鈍化した⁽¹⁵⁾が、これは四八年七月に、政府が復金による赤字融資および運転資金融資を原則として停止したためである。また、同年十一月の全石炭、炭労の波状ストをうけて、GHQは石炭鉱業向けの融資実行を暫定的に停止するよう復金に指示を出しており、復金融資は次第に縮小していった⁽¹⁵⁾。一九四九年三月にはGHQの「石炭鉱業の安定に関する覚書」が発表され、炭住資金を含む復金融資が打ち切りとなる。

第9表で四七年下期以降の三井鉱山の長期借入金内訳をみると、復金からの借入金は四八年上期に前期比で約三三億円増加したが、その後は伸びず、四九年上期より帝国銀行、北海道拓殖銀行、日本勧業銀行など民間銀行・特殊銀行からの長期・短期借入額が増大した。復金融資が停止されていくなかで、資金調達先が多様化していったことが示されている⁽¹⁶⁾。再建整備計画を提出した四九年下期においては、資金難を理由にHCLCより八億円の増資を認められており、自己資本比率を若干上昇させているが、長期・短期の借入金が新勘定総資本の五九%を占めた（付表2）。

なお、旧勘定の四九年下期に「持株会社整理委員会」四億一三二九万円という新たな科目がたてられ、総資本が約一五億円から約二〇億円に増加している。これはHCLCによる株式処分代金の事前交付金額であった。本来であれば、HCLCに委譲した株式の対価は、すべての株式が処分されて対価が決定した後、特別経理会社の再建整備が完了したうえで弁済される規則であった。ただし、資金の調達が困難な場合には、一定の基準のもとに対価弁済以前に前渡し分として資金の交付を受けることが認められていた⁽¹⁷⁾。三井鉱山は未払金の重圧による「資金難」を理由に、四九年四月に株式処分代金の事前交付をHCLCへ申請している。第10表のとおり、三井化学工業が大部分を占める四億二八四〇万

第9表 新勘定の借入金内訳

(単位：千円)

		1947年 下期	1948年 上期	1948年 下期	1949年 上期	1949年 下期
長期	復興金融金庫	3,877,640	7,174,650	7,363,088	7,294,107	7,183,641
	日本石炭	52,361	52,361	52,361	52,361	16,719
	帝国銀行	65,000		30,000	170,000	85,111
	北海道拓殖銀行	17,500			130,000	64,555
	日本勸業銀行				100,000	49,889
	協和銀行				50,000	25,445
	興業銀行					250,000
	大蔵省					941,000
	日本生命					50,000
	合計	4,012,502	7,227,012	7,445,450	7,797,041	8,666,360
短期	帝国銀行	36,227	15,000	107,926	537,782	1,339,533
	復興金融金庫		33,602	4,499		
	北海道拓殖銀行			43,000	679,783	1,210,022
	北陸銀行			6,364	10,000	
	日本勸業銀行				214,756	647,948
	協和銀行				480,000	650,000
	東京銀行				10,000	
	興業銀行				50,000	
	常陽銀行				15,000	
	第16銀行				10,000	
	中央生命					40,000
	東京生命					10,000
	東邦生命					25,000
	富国生命					30,000
	大和生命					15,000
	光生命					10,000
	千代田生命					10,000
	朝日生命					20,000
	明治生命					40,000
	福岡銀行					13,312
大和銀行					30,000	
本店融資					28,275	
合計	36,759	52,011	168,592	2,007,321	4,119,091	

出所) 各期「決算関係表」鉱山本店 106、108～111。

- 注) 1. 千円未満は切り捨て。
2. 1000万円以上のみを掲げた。

第10表 持株会社整理委員会への事前交付申請額

(単位：千円)

処分代金	収入	三井化学（12万2,000株）	10,652
		日本製鋼（20万株）	22,000
		三井化学（増資引受権）	213,516
		その他	10,427
処分見込	経費	HCLC 分担経費	10,747
		売出手数料	35,235
		三井化学の新株払込金（20万株）	12,000
		その他	2,393
	差引合計		196,220
処分見込	収入	三井化学	215,460
		北炭	25,020
	経費	北炭新株払込金	1,293
		その他	7,000
差引合計		232,186	
合計			428,406

出所) 「貴委員会に委譲した当社株式処分代金交付に関する申請書」昭和24年4月25日付(「持株会社整理委員会等文書・三井鉱山・収支予算」)。

- 注) 1. 千円未満は切り捨て。
2. 処分代金は1949年3月31日時点の金額。
3. 処分見込は旧株、新株の合計の見込代金。

円(見込代金を含む)の株式処分代金の交付をうけると、その処分益をもって「特別損失はなくなり旧債権者に迷惑をかけることは絶対にありません」と訴えた⁽¹⁸⁾。HCLCの意見は、三井鉱山が「資金難で苦しんでいる現状は明白」であって、何らかの措置をとることが妥当であるというものであった。また、株式処分代金は旧勘定に所属するが、「これを引当にして新勘定において借入をすることもできるし、又会社は特損もないので特管人の承認を受けて新勘定に移してこれを使用することも困難ではない」と理解していた⁽¹⁹⁾。その後の経緯は不明であるが、一九五〇年三月末時点におけるHCLCの資金交付額内訳によると、三井鉱山に対する同額の資金交付が確認できる⁽²⁰⁾。

付表2に戻ると、すべての株式の処分は完了していないため、四億一三二九万円がHCLCに対する「債務」として旧勘定の貸方に計上され、それに対応する形で借方(付表1)の未整理受取勘定が増えている。すなわち、新勘定に対する債権が約四億円分増加する関係になっており、おそらく新勘定の当座資産(預金など)にこの金額が計上されたと考えられる⁽²¹⁾。三井鉱山に関しては、HCLCに委譲した株式が、資金繰りの改善に一定程度の役割を果たしていたことをうかがわせる。

以上みてきたように、復金融資が縮小していくなかで、三井鉱山は設備投資を抑制しつつ、資金調達先を

多様化させ、四八年下期から新勘定の当期利益金で繰越新勘定欠損金（借方）を減らしていった。他方で、貸方には旧勘定の特別損失利益金が累積した（付表2）。再び旧勘定の損益計算（付表4）によると、旧勘定は新勘定から毎期約一六〇〇〜一九〇〇万円の利息を得る仕組みになっていることが分かる。これは「旧勘定に対する債務」の利子に相当するもので、会社経理応急措置法では、新勘定の未整理支払勘定に千分の四を乗じた金額（一ヶ月〇・四%）を、毎月はじめに新勘定から旧勘定に繰り入れることが定められていた。⁽²²⁾四九年下期までに旧勘定に累積した特別損失利益金は当期と繰越分の合計で二億五三〇三万円に達した（付表2）。

3 新旧勘定の併合後

以上みてきた第七一期の最終的な損益は、新勘定が二億九七八二万三〇九〇円〇一銭の利益、旧勘定が二億七一〇六万六五九九円八五銭の欠損であった。⁽²³⁾この新勘定の利益と旧勘定の欠損を差し引いた二六七五万六四九〇円一六銭が当期利益金となり、繰越欠損金の控除金一五七万五五九九円八一銭、法廷積立金一四〇万円、後期繰越利益金一〇一八万八九〇円三五銭として処分された。つまり、新旧勘定を併合する前の段階において、新勘定の利益をもって旧勘定の損失を補填し、一九四六年八月十一日（新旧勘定分離後）から一九五〇年三月三十一日（整備計画認可日）までの損益額を確定させているのである。⁽²⁴⁾

その後、一九五〇年五月一日に金属部門を分離し、新旧勘定を併合することになるが、ここでは五〇年上期から五一年上期までの財務諸表を掲げておく（第11表、第12表）。石炭鉱業統一会計制度の実施にともなって、一九四九年四月に各炭鉱会社の財務諸表の様式が統一化されたため、⁽²⁵⁾三井鉱山は移行期間として四九年度に旧方式、新方式の二種類の貸借対照表を作成し、五〇年度から新方式に統一した。したがって、旧方式（付表1、2）と新方式（第12表）の四九

第11表 損益計算書（新方式）

（単位：千円）

		1949年下	1950年上	1950年下	1951年上
鉱業所	三池	744,154	616,378	869,539	1,015,271
	田川	133,836	▲112,852	82,629	178,308
	山野	139,626	6,929	96,913	187,889
	砂川	36,631	2,140	▲14,711	86,862
	芦別	410,299	424,660	382,731	650,620
	美唄	210,946	137,518	122,879	317,650
	新美唄	69,519	54,223	30,038	
	小計	1,745,012	1,128,998	1,570,020	2,436,603
	買戻炭	5,122	▲1,095	27,357	25,415
	計	1,750,135	1,127,902	1,597,377	2,462,019
事業所	三池製作所	▲17,098	▲38,895	▲38,100	59,925
	三池港務所	30,858	27,166	23,553	▲29,584
	計	13,759	▲11,729	▲14,546	30,340
本店事務所支部		▲39,471	60,730	71,835	▲155,193
販売部門					13,688
総益金		1,724,423	1,176,904	1,654,666	2,350,855
固定資産償却金		314,384	723,099	709,109	800,087
損害補填引当金		99,454	4,924	16,876	116,908
特別手当		21,480	21,536	83,560	58,058
期末手当		62,216	59,738	157,538	108,980
恩給引当金		11,163	38,754	61,285	35,957
退職慰労金		267,626	136,488	417,508	108,826
納税引当金		281,440			
賠償引当金					110,408
差引改利益金		666,658	192,363	208,789	1,011,626
旧勘定損失金		▲258,657	▲1,420	0	0
金属部門利益金		66,768	12,957	0	0
純益金		474,770	203,900	208,789	1,011,626
繰越損益金		▲463,189	10,180	12,581	12,871
計		11,580	214,081	221,371	1,024,497

出所) 各期「決算関係表」(鉱山本店 112、113、114、117)。

注) 1. 千円未満は切り捨て。

2. 金属部門利益金は減価償却等の控除後の純益であるため、付表3の総益金の金額と合致しない。

年下期の金額は対応しない。その点を踏まえて、貸借照表と損益計算書を確認してみよう。
 (総益金) は一億七六九〇万円であったことが分かる。各種控除額、旧勘定損失金、分離前の金属部門利益、前述し
 まず損益計算書について(第11表)、五〇年上期は田川を除く全鉱業所で黒字を計上し、減価償却費等の控除前利益

第12表 貸借対照表(新方式)

借方

(単位：千円)

	1949年下期			1950年上期	1950年下期	1951年上期
	旧勘定	新勘定	新旧総括			
流動資産	292,747	11,297,233	11,589,981	8,655,640	8,726,713	9,399,517
(有価証券)	15	53,951	53,967	206,710	6,592	31,179
(持株会社整理委員会)	150,550		150,550	150,550		
(売却金)	30,787	3,160,744	3,191,532	2,581,415	2,615,168	2,524,685
(石炭)		596,136	596,136	1,872,828	516,756	530,649
(金属化成品)		548,395	548,395			
(原鉱)		365,840	365,840			
投資資産	12,860	23,848	36,708			
(長期貸付金)	12,859	23,603	36,463			
特定資産	8	22,324	22,331	25,515	11,687,112	11,800,960
有形固定資産		9,656,338	9,656,338	11,608,417	2,994,338	3,187,400
(主要坑道)		1,624,813	1,624,813	2,970,586	1,643,938	1,097,643
(構築物)		1,296,307	1,296,307	1,540,302	3,186,770	4,123,135
(機械装置)		1,942,525	1,942,525	2,991,969	688,795	475,689
(建設仮勘定)		744,788	744,788	600,164	4,344	4,307
無形固定資産		4,250	4,250	4,379		
繰延資産		131,793	131,793	50,377	58,691	79,238
前払費用	58	203,309	203,367	446,973		
その他資産	1,132,338	18,179	18,199	66,344	573,330	363,195
(未整理受取勘定)	1,132,318				150,550	
(持株会社整理員会)						
	1,438,012	21,357,278	21,662,972	20,857,649	21,050,191	21,647,221

戦後復興期における三井鉱山の再建整備（木庭）

貸方	1949年下期			1950年上期	1950年下期	1951年上期
	旧勘定	新勘定	新旧総括			
短期負債	791,603	9,905,682	10,697,286	8,051,969	7,558,063	7,321,061
（短期借入金）	47,880	4,119,091	4,166,971	3,850,403	3,981,467	3,466,113
（持株会社整理委員会）	413,293		413,293	150,550		
（未払金）	240,146	2,500,777	2,740,923	2,037,887	170,398	465,358
長期負債	483,410	8,666,360	9,149,771	9,175,810	9,583,914	9,631,914
（長期借入金）	384,210	8,666,360	9,050,571	9,108,319	9,316,424	9,264,424
繰延収入		296,283	296,283			
引当金	15,470	194,895	210,365	117,436	66,760	321,669
その他負債	503	1,196,232	64,417	63,682	379,414	101,410
（持株会社整理委員会）					150,550	
（未整理支払勘定）		1,132,318				
資本	147,025	1,097,823	1,244,848	3,448,748	3,462,038	4,271,164
（公称資本金）	400,000	800,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
（再評価積立金）				2,000,000	1,975,000	1,945,000
（繰越損失金）	▲15,175	▲259,181	▲274,357			
（繰越持損利益金）	199,040		199,040			
（繰越持損損失金）	▲211,450		▲211,450			
（当期新勘定利益金）		557,004	557,004			
（当期特損利益金）	53,992		53,992			
（当期特損損失金）	▲312,649		▲312,649			
（前期繰越金）				10,180	12,581	12,871
（当期利益金）				203,900	208,789	1,011,626
	1,438,012	21,357,278	21,662,972	20,857,649	21,050,191	21,647,221

（単位：千円）

出所) 第11表と同じ。
 注) 1. 上期は9月30日現在、下期は3月31日現在。
 2. 千円未満は切り捨て。

た繰越損益金を加算して二億一四〇八万円の純益となった。一九五〇年六月の朝鮮戦争の勃発にともなう特需景気によって、石炭需要も増大しており、五一年に入ると石炭需給の逼迫と炭価の高騰がはじまった。⁽²⁶⁾三井鉱山の五一年上期の業績は良好であったことが示されている。

つづいて貸借対照表(表12表)の五〇年上期をみてみよう。借方に流動資産として約二億円の有価証券が計上されており、神岡鉱業の株式が処分されるまで同勘定に計上されたことをうかがわせる。⁽²⁷⁾有形固定資産が九六億五六三三万円から一一六億八四一万円に増大しているが、これは資産再評価によって主要坑道と機械装置の帳簿上の価値を増額させたためである。⁽²⁸⁾この資産再評価に対応して再評価積立金二〇億円が資本に計上されている。その結果、自己資本比率は四九年年下期の六%から一七%に上昇し、設備投資が自己資本の範囲内かどうかを示す固定比率は四九年年下期の七七三%から三三七%に低下した。⁽²⁹⁾当該期の石炭産業においては、生産条件が悪化するほど固定資産が増加するという構造的な問題を抱えていたが、資産再評価によって一時的には改善されたことが示されている。⁽³⁰⁾

貸方に関しては、短期負債のうち、「持株会社整理委員会」勘定が四億一三二九万円から一億五〇五五万円に減額しており、流動資産の「持株会社整理委員会」勘定と等しくなっていることが分かる。これについては資料の限界により詳細は不明である。ただ、五〇年上期の「決算関係表」の本店営業外収入に「HCLC株式処分益」二億九三〇一万八六四三円七〇銭が計上されていること、⁽³¹⁾五一年上期の「決算関係表」の持株会社整理委員会勘定内訳に「五月二十五日を以て持株会社整理委員会勘定、借方貸方を相殺した」と記されていることから、⁽³²⁾本稿では次のように推測している。

前述のとおり、四九年年下期の貸方の「持株会社整理委員会」勘定は、仮受金に相当する株式処分代金であるので、それに対応する金額が新勘定の流動資産(預金)に計上されていた。新旧勘定を併合した五〇年上期において、HCLCに委譲した株式は処分未完了のため資産のままとし、負債に同額(帳簿価格)を計上することで、処分が完了した段階

で相殺する形式に整えようとした。そこで、四九年下期に支払われたHCLC株式処分代金のうち、処分益の約二億六〇〇〇万円を預金勘定から収入に振り替えた（五〇年上期決算時の処分益は三億円弱となる）。同じく約一億五〇〇〇万円を貸方の「持株会社整理委員会」勘定に振り替えて、売却見込の有価証券（借方の「持株会社整理委員会」勘定）と対応させたのではないかと思われる。いずれにしても、新旧勘定併合後に旧勘定の利益金（旧所有株の益金）を収入として処理しているものであり、三井鉱山の決算においては、再建整備の財務処理は終わっていないことが示されている。同じ五〇年上期において、「対閉鎖機関簿外債権並支払不要債務」二五六九万七二三円六八銭など、旧勘定損益の「特別利益金」にあたるものが本店営業外収入に計上されている。⁽³³⁾

再び貸借対照表（第12表）をみてみよう。「持株会社整理委員会」勘定は、五〇年下期にその他資産とその他負債に移行し、五一年上期に株式の処分完了をもって借方と貸方を相殺した。三井鉱山は一九五一年五月十日に集排法、企業再建整備法、制限会社令関係の手続き完了を申請し、HCLCより常務監督・指示停止が通達されていた。⁽³⁴⁾五月二十一日、持株会社の指定解除をうけて、帳簿上の「持株会社整理委員会」勘定を整理し、企業再建整備の過程を終えた。⁽³⁵⁾

- (1) 日本郵船の場合、同社の勘定科目による場合と企業再建整備法による場合の二種類の特別損失計算書が作成されていた（前掲山口『日本郵船会計史』第八章、三七〇ページ）。
- (2) 前掲「旧勘定所属財産明細書・新勘定所属財産明細書」（鉱山本店一〇七）。
- (3) 「関係会社」、「準関係会社」の分類は前掲『三井事業史・本篇・第三巻下』四二四ページ、第二一四七表による。
- (4) 前掲酒井外共著『企業再建整備』九ページ。
- (5) 前掲「旧勘定所属財産明細書・新勘定所属財産明細書」（鉱山本店一〇七）。政府による損失補給金については前述した。

- (6) 前掲大蔵省編『昭和財政史・一三』第二一五表、七六二～七六三ページ。
- (7) 前掲山口『日本郵船会社史』第八章、三五六～三五七ページ。
- (8) ここでの長期負債は納税引当金、その他引当金、社債、長期借入金、その他長期負債の合計。なお、特別経理会社全体の二六六社平均では長期負債の比率は約二二％であった。(前掲大蔵省編『昭和財政史・一三』七六二ページ)。
- (9) 一九四七年度下期の「決算関係表」(鉱山本店一〇六)によれば、長期借入金三億八四〇五万円のうち、帝国銀行が三億七五〇六万円、樺太石炭株式会社が七九九万円、北海道石炭荷役が一〇〇万円であった。
- (10) 前掲酒井外共著『企業再建整備法』八～一ページ。
- (11) 前掲杉山『傾斜生産』構想と資材・労働力・資金問題』八四ページ。
- (12) なお、四九年六月末の三井鉱山の資料では、四六年下期の復金融資額は一般設備約一億七〇〇〇万円、炭住資金約八〇〇〇万円、金額不明の運転資金で構成されている(昭和二十年上期「決算関係表」鉱山本店九九の挟み込み資料)。
- (13) 四七年度に入ると、三〇〇〇万トン出炭計画の達成のために復金による石炭産業への赤字補填融資が一層重点化された(日本政策投資銀行編纂『日本開発銀行史』二〇〇二年、第一章、三一～三五ページ)。
- (14) 復金の融資計画とその実施過程については、宮崎忠恒『戦後統制期日本の政策金融』雄松堂書店、二〇一五年、第三章に詳しい。
- (15) 全石炭は全日本石炭産業労働組合、炭労は日本炭鉱労働組合連合会の略。前掲『日本開発銀行史』三六～三七ページ、前掲宮崎『戦後統制期日本の政策金融』一三一～一三四ページ。
- (16) なお、同表の大蔵省は見返資金による融資額である。復金融資によって進められていた工事を継続させるための資金として、一九四九年末より石炭業に見返資金が融資されるようになる(前掲大蔵省編『昭和財政史・一三』一〇四六ページ)。
- (17) 前掲持株会社整理委員会『日本財閥とその解体』四四八ページ。
- (18) 「貴委員会に委譲した当社株式処分代金交付に関する申請書」昭和二十四年四月二十五日付(持株会社整理委員会等文

書・三井鉱山・収支予算」株 01936100)。

- (19) 持株会社整理委員会「三井鉱山株式会社より全社委譲株式会社処分代金交付方申出の件」昭和二十四年五月七日決裁（前掲「持株会社整理委員会等文書・三井鉱山・収支予算」）。
- (20) 前掲持株会社整理委員会『日本財閥とその解体』四五七ページ。
- (21) 旧勘定の資産を新勘定に移行する必要がある場合、特別管理人の決定にもとづいて新勘定に振り替えることが、会社経理応急措置法で定められていた（前掲酒井外共著『企業再建整備法』一五四ページ）。ただし、この新勘定への資産の移動に関して記した資料は今のところ確認できない。
- (22) 前掲酒井外共著『企業再建整備法』一―一ページ。
- (23) 新勘定は貸方の当期新勘定純益金と借方の繰越新勘定欠損金の差額、旧勘定は貸方に累積した特別利益金と借方に累積した特別損失金の差額（付表1、2、3を参照）。
- (24) 前掲「第七一期 営業報告書」。
- (25) 石炭鉱業財務諸表整備統一協議会『石炭鉱業統一会計制度設定要項』一九四九年三月。
- (26) 前掲島西『日本石炭産業の戦後史』八九―九七ページ。
- (27) 五〇年上期の有価証券内訳は不明も、五〇年下期の有価証券約六五九万円は神岡鉱業の株式一三万一八四〇株である（「決算関係表」昭和二十五年下期、鉱山本店一―四）。
- (28) 日本の税制改革をすすめた「シャウプ勧告」のもと、一九五〇年四月に資産再評価法が制定された。インフレによって企業の保有する資産の簿価が大幅に低下したため、減価償却額が減額されることとなり、利益が過大に計上され、それによって所得税・法人税が増大していることが問題となっていた。この資産再評価で得た利益に対しては六%の税率で課税されること、再評価差額を特別資本金（再評価積立金勘定）に計上すること、再評価積立金は五三年一月一日以後に四分の三まで、再評価税完納後に全額を資本に組み入れることが法律で定められた。資産再評価については、大蔵省財政史室編『昭和財政史・八・租税（二）・税務行政』一九七七年、第二二章第二節、前掲山口『日本郵船会計史』第九章を参照。

なお、三井鉱山の「臨時株主総会議事録」（一九五〇年八月三十一日）によれば、資産再評価にあたって主要坑道が一二億円、機械装置が八億円増額されている（前掲「持株会社整理委員会等文書・三井鉱山・常務関係書類綴其の三」）。

(29) 固定比率は（有形固定資本＋無形固定資本）／自己資本×一〇〇で求めた。

(30) 日本石炭産業における固定資産の問題については、前掲島西『日本石炭産業の戦後史』七四ページを参照。

(31) 「決算関係表」昭和二十五年上期（鉱山本店一一三）。

(32) 「決算関係表」昭和二十六年上期（鉱山本店一一七）。

(33) 五〇年下期には四七〇万円、五一年上期には二四六万六二七三円一六銭の「HCLC交付金」が、本店営業外収入として計上されている（「決算関係表」鉱山本店一一四、一一七）。

(34) 三井鉱山「常務監督停止申請書」昭和二十六年五月十日、持株会社整理委員会「貴社に対する常務監督指示停止の件」昭和二十六年五月十五日（前掲「持株会社整理委員会等文書・三井鉱山・常務関係書類綴其の三」）。

(35) 再建整備計画が実行完了となったのは一九五二年一月とされる（前掲三井鉱山編『資料 三池争議』一一一ページ）。

むすびにかえて

本稿では、三井鉱山の再建整備の実態を明らかにするため、第一に再編成計画（それを前提とする再建整備計画）の策定・決定・実行に至る経緯について、第二に再建整備完了までの経理状況と決算上の損失処理について検討してきた。最後に、いくつかの論点をあげて結びにかえたい。

三井鉱山をはじめとする大手炭鉱企業は、再建整備計画に盛り込むべき企業分割・事業再編を決定するため、まずはHCLCから再編成計画の認可をうける必要があった。その際に、三井鉱山・三菱鉱業・井華鉱業（住友）・古河鉱

業・北海道炭礦汽船は、共同歩調をとりながらE S S、H C L C、その他政府機関と折衝を繰り返していったとみられる。とりわけ、一九四八年に顕在化した赤字問題に関して、大手炭鉱企業が政府の方針決定前に財政補償を既定路線とし、戦時の遺産だけでなく戦後の統制下で累積した損失を清算しようとした点は興味深い。財政補償決定にはE S Sの具体的な指示が背景にあったこと、H C L Cが赤字の処理計画を炭鉱側に委ねたことを踏まえると、H C L C（とその背後のE S S）の意向にもとづいて政策依存的な態度を強めていったと捉えることができる。こうした集中排除政策および石炭産業に対する国家補償に対して、大手炭鉱が主体的に働きかけることができたのか、各機関との具体的な交渉プロセスを究明することが次の課題である。また、その後の石炭政策の展開において、大手炭鉱の協調と政策への関与がいかに維持されたのか（されなかったのか）を検討することは、炭鉱会社の「政策依存の企業体質」¹について議論するため不可欠の作業である。

再建整備計画の認可をうけた三井鉱山は、第二会社・神岡鉱業を設立するとともに新旧勘定を併合し、H C L Cに委譲した株式の処分完了を経て再建整備の過程を終えた。最終的には、主に子会社・関係会社の株式処分益で敗戦にともなう損失を補填することができた。ただし、新勘定からの利息収入も特別損失計算において無視できない利益源であった。制度上、新勘定は「旧勘定に対する債務」を負っているものであり、それに対する利子を旧勘定の利益に繰り入れていた。つまり、事業を継続するために必要な財産（新勘定の資産）が大きいほど、旧勘定における利益は増大することになるのである。三井鉱山の新旧勘定の構造を踏まえると、はじめに述べた「営業活動には直結しない収入」によって財務が正常化したという荻野「二〇〇二」の指摘には一定の留保が必要であろう。

また、H C L Cに委譲した株式の処分代金は、敗戦にともなう損失の補填だけでなく、新勘定における資金不足を緩和する役割も果たしていたと推測される。三井鉱山は、全株式の処分が完了する以前の四九年下期において、H C L C

から約四億円の資金交付をうけていた。総資産額と比較すると大きな金額ではなかったといえるが、借入金の返済財源としてみた場合、復金融資が打ち切りとなっていた時点で旧所有株の代金が利用できたことの意味は大きかったと考えられる。帝国銀行など民間銀行からの融資のあり方とあわせて検証されるべき課題である。

(1) 前掲萩野「占領期における石炭鉱業」一六八ページ。

〔付記〕 本稿はJSPS科研費18K01728の助成を受けた研究成果の一部である。

戦後復興期における三井鉱山の再建整備（木庭）

(単位：千円)

1946年下期		1947年上期		1947年下期	
旧勘定	新勘定	旧勘定	新勘定	旧勘定	新勘定
100,000		100,000		100,000	
5,356	234,778	1,999	543,902	1,999	1,368,768
36	101,899	36	357,214	36	978,714
33,870	11,040	33,870	11,040	9,318	5,452
27,442	7,630	27,442	7,630	2,890	2,042
116,404		116,404		137,256	
5	404,435	5	780,442		1,188,730
82,980	1,281,529	83,603	1,471,219	81,047	1,669,286
63,709	936,110	65,368	1,107,102	65,080	907,767
12,608	336	11,877	256	11,875	239
43,155	300,202	12,245	725,952	10,290	948,675
197,637		197,637		197,637	
15,175		15,175		15,175	
26,018		54,754		50,878	
	41,610	26,018		80,772	
			268,269		1,352,637
			41,610		309,880
732,583		719,601		696,519	
1,365,831	2,375,833	1,373,229	4,199,909	1,392,808	7,822,386

1949年上期		1949年下期	
旧勘定	新勘定	旧勘定	新勘定
1,999	7,241,327		9,047,593
	1,173,336		735,684
9,318	17,241	15	7,093
2,890	13,956	15	6,843
150,550		150,550	
	3,556,022		3,661,313
170,834	5,373,134	154,617	6,366,122
59,283	3,588,122	30,787	3,160,744
39	26,881	7	22,324
11,338	1,133,838	502	1,522,841
197,637			
15,175		15,175	
25,435		312,649	
186,016		211,450	
	378,170		259,181
716,530		1,132,318	
1,484,874	18,899,951	1,977,287	21,622,154

111)。

在)。千円未満は切り捨て。

利益金」を差し引いて、「当期純益」を貸方に計上する形式となっている。金」を貸方に記載する方法にあらためた。

付表1 貸借対照表（借方）

	1945年 下期	1946年 上期	1946年上期	
			旧勘定	新勘定
未払込資本金	100,000	100,000	100,000	
固定資産	218,816	223,389	5,356	200,518
建設仮勘定	40,514	34,836	36	14,973
長期出資	231,646	231,635	148,774	11,040
（有価証券）	207,581	207,574	142,346	7,630
持株会社整理委員会				
棚卸資産	164,049	224,888		203,815
当座資産	232,635	388,466	107,281	242,517
（未収入金）	105,841	210,545	62,524	147,871
特定資産	25,385	13,237	12,851	385
仮払金	149,085	186,840	13,291	144,813
在外資産			197,637	
当期欠損金	15,398	6,457		
繰越欠損金		8,718	15,175	
当期特別損失金				
繰越特別損失金				
当期新勘定欠損金				
繰越新勘定欠損金				
未整理受取勘定			818,065	
計	1,177,531	1,418,471	1,418,471	818,065

	1948年上期		1948年下期	
	旧勘定	新勘定	旧勘定	新勘定
未払込資本金	100,000		100,000	
固定資産	1,999	3,000,700	1,999	5,449,639
建設仮勘定	36	1,625,270		1,790,880
長期出資	9,318	5,342	9,318	16,619
（有価証券）	2,890	2,042	2,890	13,334
持株会社整理委員会	137,256		149,256	
棚卸資産		2,042,809		2,807,152
当座資産	70,881	3,905,919	68,664	4,290,843
（未収入金）	55,257	2,491,509	55,402	3,046,666
特定資産	144	635	39	10,537
仮払金	13,263	1,218,806	11,672	1,300,877
在外資産	197,637		197,637	
繰越欠損金	15,175		15,175	
当期特別損失金	30,045		24,316	
繰越特別損失金	131,651		161,697	
当期新勘定欠損金		733,989		
繰越新勘定欠損金		1,662,518		2,396,507
未整理受取勘定	715,270		714,893	
計	1,422,680	14,195,992	1,454,670	18,063,058

出所) 各期「決算関係表」より作成（鉱山本店100、102、103、105、106、108～注）
 1. 上期は9月30日現在、下期は3月31日現在（1946年上期は8月10日現在）
 2. 原資料では、1946年下期のみ旧勘定の「当期特別損失金」と「当期特別損失」
 ここでは、他の年度と同様に、「当期特別損失金」を借方、「当期特別損失利益

(単位：千円)

1946年下期		1947年上期		1947年下期	
旧勘定	新勘定	旧勘定	新勘定	旧勘定	新勘定
433,267		433,267		433,267	
400,000		400,000		400,000	
483,256	977,791	483,256	1,993,704	483,256	4,012,502
384,056		384,056	1,993,704	384,056	4,012,502
347,285	657,014	333,126	1,476,602	314,003	3,093,414
48,366	1,758	48,741	23,755	49,048	36,759
50,887	8,444	45,410	10,001	44,258	19,949
51,134		27,033		39,854	
		51,134		78,168	
	732,583		719,601		696,519
1,365,831	2,375,833	1,373,229	4,199,909	1,392,808	7,822,386

1949年上期		1949年下期	
旧勘定	新勘定	旧勘定	新勘定
433,267		433,267	800,000
400,000		400,000	800,000
		413,293	
491,046	7,797,041	475,267	8,666,360
391,846	7,797,041	376,067	8,666,360
341,075	10,187,384	386,955	10,271,575
48,491	2,007,321	47,880	4,119,091
20,445	80,007	15,470	194,895
25,152		53,992	
173,888		199,040	
	118,988		557,004
	716,530		1,132,318
1,484,874	18,899,951	1,977,287	21,622,154

付表2 貸借対照表（貸方）

	1945年 下期	1946年 上期	1946年上期	
			旧勘定	新勘定
資本	433,267	433,267	433,267	
（資本金）	400,000	400,000	400,000	
持株会社整理委員会 長期負債	397,541	484,041	484,041	
（長期借入金）		384,841	384,841	
短期負債	316,927	446,427	446,427	
（短期借入金）			16,106	
引当金	23,115	54,734	54,734	
前期繰越金	6,679			
当期特別損失利益金				
繰越特別損失利益金				
当期新勘定純益金				
当期純益金				
未整理支払勘定				818,065
計	1,177,531	1,418,471	1,418,471	818,065

	1948年上期		1948年下期	
	旧勘定	新勘定	旧勘定	新勘定
資本	433,267		433,267	
（資本金）	400,000		400,000	
持株会社整理委員会 長期負債	483,256	7,227,012	483,256	7,445,450
（長期借入金）		7,227,012	384,056	7,445,450
短期負債	321,744	6,224,821	337,126	7,828,848
（短期借入金）	48,870	52,011	49,176	168,592
引当金	32,772	28,888	27,132	55,528
当期特別損失利益金	33,617		22,248	
繰越特別損失利益金	118,022		151,640	
当期新勘定純益金				2,018,337
当期純益金				
未整理支払勘定		715,270		714,893
計	1,422,680	14,195,992	1,454,670	18,063,058

出所) 付表1と同じ。
注) 千円未満は切り捨て。

(単位：千円)

					旧勘定	新旧勘定合計
48 年上期	48 年下期	49 年上期	49 年下期	計		
15,555	595,008	588,031	744,154	1,771,135	▲4,205	1,766,930
24,824	6,780	39,437	30,858	113,283	▲3,026	110,257
▲297,998	▲195,275	▲206,495	133,836	▲1,048,232	12,578	▲1,035,654
▲149,504	▲82,497	9,413	139,626	▲329,937	4,317	▲325,619
▲111,374	▲81,228	▲93,217	36,631	▲528,575	9,821	▲518,753
▲33,827	38,305	141,022	410,299	417,579	5,486	423,061
▲17,694	▲14,211	▲7,161	69,519	▲15,499	47	▲15,451
		23,268	5,122	28,391		28,391
▲570,019	266,882	494,298	1,570,047	408,144	25,022	433,166
23,225	58,693	37,573	100,080	234,999	5,695	240,694
53,220	▲4,050	▲7,702	79,166	133,497	3,049	136,546
▲24,590	▲7,379	▲10,852	44,677	▲24,176	10,469	▲13,707
1,556	7,646	16,973	3,488	35,653	5,368	41,022
▲11,400	6,234	27,045	▲14,091	14,300	7,354	21,655
	▲3,818	▲5,917	566	▲9,169	▲171	▲9,341
	178	822		▲2,458	77	▲2,381
	▲459	▲236	▲11,267	▲11,963	70	▲11,893
42,011	57,045	57,706	202,620	370,682	31,912	402,595
23,880	19,332	▲2,467	▲17,098	38,462	▲15,710	22,751
482	813	▲2,178	▲5,933	▲7,335	614	▲6,720
24,362	20,145	▲4,645	▲23,032	31,126	▲15,095	16,030
2,356	19,636	6,124	▲131,026	▲111,014	▲312,905	▲423,920
▲501,287	363,710	553,483	1,618,608	698,939	▲271,066	427,872
60,386	107,922	209,341	310,265	734,097		734,097
11,095		14,117	22,684	84,837		84,837
37,094		36,197	64,943	240,940		240,940
10,647	11,269	12,307	12,151	63,206		63,206
			281,440	281,440		281,440
		17,774	101,742	119,517		119,517
113,477	133,325	144,755	268,376	784,220		784,220
▲733,989	111,192	118,988	557,004	▲1,609,322	▲271,066	▲1,880,388
	1,907,145			1,907,145		1,907,145
▲733,989	2,018,337	118,988	557,004	297,823	▲271,066	26,756

鋳業所、新美町鋳業所。金属部門は神岡鋳業所、三池製煉所、彦島製煉所、日比製煉所、黒砥石研削工場。

付表3 損益計算表

		1945年 下期	1946年 上期	新勘定		
				46年下期	47年上期	47年下期
石炭	三池	28,723	18,198	13,516	56,965	▲242,097
	三港			1,912	1,555	7,914
	田川	▲21,049	7,115	6,073	▲91,218	▲397,154
	山野	▲6,827	4,058	1,410	▲35,649	▲212,736
	砂川	▲1,905	3,049	▲4,372	▲34,346	▲240,667
	芦別	▲6,552	2,986	15	▲22,148	▲116,085
	新美唄	947	606	▲321	▲9,712	▲35,918
	買戻炭					
	計	▲6,663	36,015	18,234	▲134,555	▲1,236,745
金属	神岡	10,842	▲3,927	▲21,081	9,889	26,618
	三棟	3,790	4,668	8,741	7,099	▲2,978
	彦島	765	▲212	▲7,571	▲14,368	▲4,091
	日比	981	▲4,538	682	3,707	1,598
	竹原	893	▲1,877	▲3,246	1,444	8,315
	串木野					
	阿蘇			▲1,264	▲2,195	
	土々呂					
計	17,273	▲5,885	▲23,739	5,577	29,461	
工場	三作	676	3,108	3,550	5,276	5,988
	目黒砥石	▲209	248	▲346	▲304	131
	計	467	3,356	3,204	4,971	6,120
本店	▲1,802	▲17,824	7,212	▲5,336	▲9,981	
合計（総益金）	9,274	15,662	4,912	▲129,343	▲1,211,144	
固定資産償却金	5,050	4,881	9,748	12,569	23,863	
特別手当金	5,377	5,254	10,748	12,314	13,877	
従業員期末手当金	11,969	10,211	20,221	40,720	41,763	
職員恩給引当金	2,275	1,772	3,345	2,620	10,864	
納税引当金						
損害補填引当金						
退職慰労金			2,459	70,701	51,124	
純益金	▲15,398	▲6,457	▲41,610	▲268,269	▲1,352,637	
政府赤字補償						
当期純益	▲15,398	▲6,457	▲41,610	▲268,269	▲1,352,637	

出所) 付表1と同じ。

注) 1. 千円未満は切り捨て。

2. 各事業所の名称は以下のとおり。

石炭部門は三池鉱業所、三池港務所、田川鉱業所、山野鉱業所、砂川鉱業所、芦別所、竹原製煉所、串木野鉱業所、阿蘇鉱山、土々呂工場。工場部門は三池製作所、

(単位：千円)

1947年下	1948年上	1948年下	1949年上	1949年下
9,880				712
24,555	11,022	47		197,637
	26	88		34,431
	89			60,900
				1,999
1,680	5,318	8,117		
13,774	13,172	15,143	13,827	14,470
50,878	30,045	24,316	25,435	312,649
17,362	17,087	17,006	16,936	19,270
7,844	14,267	2,351		
6,843				
1,324	70	268	217	12,871
				16,016
39,854	33,617	22,248	25,152	53,992
11,024	▲3,571	2,068	283	258,657

円未満は切り捨て)。

る(内訳は不明)。

別経理会社に関する回収不能債権、株式、出資の切り捨ての合計。
社勘定の利息を含む。

付表4 旧勘定の損益計算

	内訳	1946年下	1947年上
特別 損失 金	戦時補償特別税		27,401
	戦時補償特別税追加納付		
	指定時前炭代補償回収不能分		
	第2封鎖打ち切り額		
	在外資産		
	固定資産除却		5,884
	退職金旧勘定負担		
	債権・株式・出資等の切り捨て		2,314
	賠償指定設備（渡瀬機械装置）		
賠償施設管理費		1,044	
利息		13,817	
	計	26,018	54,754
特別 利益 金	新勘定よりの利息		16,272
	戦争保険金差益金		
	固定資産処分益		
	旧勘定含み a/c 振替		5,336
	債権清算戻		1,965
	王子製紙借越戻		
	川上組合借越戻		
	債務支払不要分		
在外負債			
	計	51,134	27,033
	当期欠損	▲25,116	27,721

出所) 付表1と同じ。

- 注) 1. 500万円以上を計上した損失金、利益金のみ掲げた(千)
 2. 1946年下の合計金額は付表1、付表2の貸借対照表によ
 3. 損失金の債権・株式・出資等の切り捨ては閉鎖機関、特
 4. 損失金の利息には銀行利息のほか、預り金、社債、他会